

交通安全施設整備工事共通仕様書

(道路標識工事編)

平成 26 年 4 月 初 版

平成 29 年 5 月 第 2 版

岐 阜 県 警 察 本 部

目次

第1節	一般共通事項	
1	適用範囲	1
2	道路標識の区分	1
第2節	基礎工事	1
第3節	建柱工事	
1	一般事項	2
2	施工方法	2
第4節	路側式道路標識設置工事	
1	一般事項	3
2	設置場所	3
3	施工方法	3
第5節	路側式可変標識設置工事	
1	一般事項	8
2	設置場所	8
3	施工方法	8
第6節	大型固定標識設置工事	
1	一般事項	4
2	設置場所	4
3	施工方法	4
第7節	大型可変標識設置工事	
1	一般事項	7
2	設置場所	7
3	施工方法	7
4	制御機の設置方法	8
第8節	照明灯付横断歩道標識設置工事	
1	一般事項	5
2	設置場所	5
3	施工方法	5
4	押ボタン箱設置方法	6
第9節	自発光式道路標識設置工事	
1	一般事項	6
2	設置場所	6
3	施工方法	6
第10節	電気工事	
1	一般事項	9
2	架空配線工事	9
3	電源線引込線工事	10
4	接地工事	10
5	電力供給の申し込み	10

別添

- 別図 1-1 路側式道路標識建植図 (基礎コンクリート)
- 別図 1-2 路側式道路標識建植図 (コンクリートブロック)
- 別図 1-3 路側式道路標識建植図 (コアドリリング工)
- 別図 2-1 曲柱 (単一式 3, 300・3, 700)
- 別図 2-2 曲柱 (併設式 4, 200・5, 000)
- 別図 3 逆 L 型式
- 別図 4-1 鋼管柱及び根かせ (単一式)
- 別図 4-2 鋼管柱及び根かせ (併設式)
- 別図 4-3 鋼管柱及び根かせ (逆 L 型式)
- 別図 5-1 「I」形路側式可変標識設置標準図
- 別図 5-2 「I」形路側式可変標識設置標準図
- 別図 6 路側式自発光式道路標識標準構造図
- 別図 7 反射式大型固定標識 (専用柱) 標準構造図 (FI 型)
- 別図 8 灯火式大型固定標識 (専用柱) 標準構造図 (FI 型)
- 別図 9 反射式大型可変標識 (専用柱) 標準構造図
- 別図 10-1 灯火式大型可変標識 (標準型専用柱) 標準構造図
- 別図 10-2 灯火式大型可変標識 (一体型専用柱) 標準構造図
- 別図 10-3 灯火式大型可変標識 (一体型専用柱) 標準構造図その 2
- 別図 11 照明灯付横断歩道標識 (専用柱) 標準構造図
- 別図 12 オーバーハング式自発光式道路標識標準構造図
- 別図 13 反射式大型固定標識 (電柱共架用) 標準構造図
- 別図 14 反射式大型固定標識 (信号柱共架用) 標準構造図
- 別図 15 反射式大型固定標識 (歩道橋共架用) 標準構造図
- 別図 16 灯火式大型固定標識 (電柱共架用) 標準構造図
- 別図 17 大型可変標識 (電柱共架) 標準構造図
- 別図 18 反射式大型可変標識 (信号柱共架) 標準構造図
- 別図 19 オーバーハング式自発光式道路標識 (電柱共架用) 標準構造図
- 別図 20 「I」形路側式可変標識設置標準図 (突出式)
- 別図 21 標識板「夜間照明用押ボタン」
- 別図 22 反射式大型可変標識標準配線系統図
- 別図 23 灯火式大型可変標識標準配線系統図
- 別図 24 照明灯付横断歩道標識標準配線系統図
- 別図 25 コアドリリング工法により設置した鋼管柱の撤去方法

第1節 一般共通事項

1 適用範囲

この仕様書は、道路交通法（昭和35年6月25日付け法律第105号、以下「法」という。）に基づき、設置、維持管理する道路標識の施工工事（以下「施工」という。）について適用する。

なお、この仕様書に定めのない事項は、原則、交通安全施設整備工事共通仕様書（共通編）（以下「共通編」という。）に基づき行うものとし、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

2 道路標識の区分

この仕様書における道路標識は、路側標識と大型標識に分類し、標識の区分は、以下のとおりとする。

(1) 路側標識

ア 路側式道路標識

イ 路側式可変道路標識（以下「可変標識」という。）

ウ 路側式自発光式道路標識（以下「自発光標識」という。）

(2) 大型標識

ア 反射式大型固定標識（以下「大型固定標識」という。）

イ 灯火式大型道路標識（以下「大型灯火標識」という。）

ウ 可変式大型道路標識（以下「大型可変標識」という。）

エ 照明灯付横断歩道標識

オ オーバーハング式自発光式道路標識

第2節 基礎工事

1 道路標識の基礎については、以下のとおり施工すること。なお、これにより難い場合は、事前に監督員へ協議をし、了承を得られた後に施工すること。

(1) 路側標識

ア 路側式道路標識の基礎形状は、現場でコンクリートを打設する場合は別図1-1のとおり、コンクリートブロックを使用する場合は別図1-2のとおりとする。

イ 可変標識の基礎形状は、別図5-1又は5-2のとおりとする。

ウ 自発光標識の基礎形状は、別図6による。

エ 路側式道路標識及び自発光標識の基礎コンクリートを現場練りで行う場合は、共通編に規定する調合比率により行うこととし、事前に配合計画書及び施工方法に関する説明書を提出し承諾を得ること。

オ 上記基礎をコンクリートブロックで行う場合は、事前に製造元の試験成績表等を監督員に提出し、承諾を得ること。

カ 現場練りの施工については、材料を調合する状況、コンクリートを打設している

状況を写真で撮影し報告すること。

キ 可変標識の基礎は、レディミクストコンクリートを使用することとし、共通編の第3節3(2)オに規定するコンクリートの配合とする。

(2) 大型標識

ア 大型固定標識の基礎形状は、別図7のとおりとする。

イ 大型灯火標識の基礎形状は、別図8のとおりとする。

ウ 反射式大型可変標識の基礎形状は、別図9のとおりとする。

エ 灯火式大型可変標識の基礎形状は、別図10-1～10-3のとおりとする。

オ 照明灯付横断歩道標識の基礎形状は、別図11のとおりとする。

カ オーバーハング式自発光式道路標識の基礎形状は、別図12のとおりとする。

キ 大型標識の基礎は、レディミクストコンクリートを使用することとし、共通編の第3節3(2)オに規定するコンクリートの配合とする。

2 道路標識の基礎を施工するに当たり、設置場所の舗装については、アスファルト舗装の場合、基礎形状に合わせ舗装をカッターで切断し撤去すること。

3 設置場所がインターロッキング舗装の場合は、道路管理者に協議し、インターロッキングによる復旧が不用な場合を除き、原則、基礎を下げてインターロッキングで表面を復旧すること。

4 掘削は、基礎の断面が不足することのないよう垂直に掘削し、土質によっては、せき板を土留め及び基礎の型枠として施工すること。

5 掘削底は、締め固め用機械を用いるなどをし、丁寧に床付けすること。

6 発生した掘削土は、作業後に施工現場より持ち帰り、適切な処分を行うこと。

7 掘削の際、湧水もしくは隣接の側溝等からの浸水が著しく、現場打ちコンクリートの打設に支障がある場合は、設置場所の変更またはコンクリートブロックにより施工を行うこと。

第3節 建柱工事

1 一般事項

(1) 建柱工事に当たり、設計図書に従うほか道路の構造及び隣接する他の工作物等に影響を与えないように、施工場所の状況を確認し、施工方法について十分な検討を行うこと。また、検討するに当たり、必要に応じて道路管理者に協議を行い、施工方法に反映させること。

(2) 受注者は、建替工事又は修繕工事の場合、特に指示のない限り、既設位置に建柱すること。

2 施工方法

(1) 道路標識は、別図1～12に基づき建柱することとし、詳細は設計図書で指示する。なお、同図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。

(2) 鋼管柱の建柱に当たっては、鉛直の建て起こしを慎重に行い、基礎コンクリートの施工では傾斜しないように十分注意すること。

- (3) 鋼管柱の建柱の際には、上空にある電線に障害を起こさないよう、監視役を配置し慎重に作業を行うこと。万一、障害を発生させた場合は、受注者の責により復旧等の対応を行うこと。
- (4) 根かせは別図4～8、11の位置に設置し、埋め込むこと。また、路側式道路標識に使用する等辺山形鋼の根かせについてはボルトで固定の後埋め込むこと。
- (5) コアドリリング工による施工を行う場合は、その構造物の管理者に対し確認等を行い、在来構造物の強度を確認するとともにコアドリリング位置について指示を受けること。
- (6) ベース式基礎のリブ部を地中に埋め込む場合、ベース部分はモルタルで防水処理を施し水切り仕上げとすること。
- (7) 道路標識の撤去及び現況復旧は、次の方法によることとし、原則「掘り取り撤去」で行うこと。ただし、現況がコアドリリング式で設置された標識もしくは基礎コンクリートの撤去により、隣接する道路工作物、民家工作物他に支障が発生する恐れがある場合については、監督員に書面で報告し「切断撤去」の承諾を得ること。
 - ① 掘り取り撤去
 - (ア) 標識、鋼管柱及び土中の基礎コンクリートを含めすべてを撤去する。
 - (イ) 基礎を撤去した後、良質な土を用いて埋め戻し、沈下防止のため十分に締め固めを行う。
 - (ウ) 埋め戻し後の表面は、舗装路面の場合、周囲の路面に合わせ、アスファルトもしくはコンクリートなど施工前と同一の舗装材料で平坦に仕上げ、歩行者の通行、道路の雨水勾配に支障のないよう注意して仕上げる。また、非舗装路面にあつては、土砂を丁寧に均して、舗装路面同様に注意して仕上げる。
 - ② 切断撤去
 - (ア) 鋼管柱を別図25の①のとおり、切断位置は、鋼管柱根元のコンクリート又は充填モルタルを除去した後、道路表面より下の位置で切断すること。
 - (イ) 切断後、別図25の②のとおり、残存する鋼管柱の穴の中に、粒度の細かい砂利又は砂を詰め、鋼管柱の先端を叩いて丸め、その上部にコンクリート又はモルタルで固め、路面等と平坦に仕上げる。

第4節 路側式道路標識設置工事

1 一般事項

受注者は、路側式道路標識を設置する場合は、「警察署別標識内訳書」及び「道路標識設置図」によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については設計図書により指示するが、設置場所の選定にあたっては次の事項に留意すること。なお、選定場所を特定した場合は速やかに監督員に書面等により協議を行い、その指示に従うこと。

- (1) 街路樹がある道路に設置する場合は、車両の進行方向から見て街路樹の中間または中

間よりやや前方とすること。

- (2) 歩車道の区別のない道路にあっては、柱の位置及び本標識板の外縁が、電柱等路上工作物の外縁（道路中央寄り）を見通した縁以内にとどめること。
- (3) 車両の進行方向から、電柱等路上工作物に接近した手前とすること。
- (4) 歩道、分離帯、島状の施設に設置する場合は、本標識板等の外縁を縁石線以内にとどめ、車道上に出さないこと。
- (5) その他車両等の通行により、損傷を受ける虞のない場所とすること。
- (6) 沿道の住民に対して著しく支障を及ぼさない場所とすること。
- (7) 車両の出入口、商店の客の出入口等の付近に道路標識を設置することによって、生活上の不利益を及ぼすことがないような場所で、沿道住民の協力が得られるよう配慮すること。
- (8) 日除け、雨除けの開閉により、本標識の表示効果を妨げるおそれのない場所とすること。
- (9) 街路樹、生垣等の付近で繁茂により本標識が隠れるおそれのない場所とすること。
- (10) 自動車の右左折またはすれ違い等により接触するおそれのない場所とすること。
- (11) ビルの玄関口、倉庫、給油所等で歩道の切り下げのある場所は避けること。

3 施工方法

- (1) 路側標識は別図1～4の建植図を参照し、設置することとし、側柱式又は鋼管柱張出式を原則とする。ただし、設計図書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (2) 道路構造令第12条の定めにより建築限界に留意の上、路側標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (3) 取付腕、取付金具、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (4) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (5) 標識板の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (6) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (7) 路側標識の柱にステッカー（「道路標識製作仕様書」第7節1参照）ならびに幅5cmの黄色反射テープ2枚を貼付すること。

第5節 路側式可変標識設置工事

1 一般事項

受注者は、路側式可変標識を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については「第4節 路側式道路標識設置工事」2 設置場所を参照し、選定すること。

3 施工方法

- (1) 路側式可変標識は別図 5-1、5-2 に基づき設置することとし、詳細は設計図書等で指示する。なお、別図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。
- (2) 路側式可変標識の設置方法は、頭柱式又は鋼管柱張出式を原則とする。ただし、仕様書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (3) 道路構造令第 12 条の定めにより建築限界に留意の上、路側式可変標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (4) 取付腕、取付金具、共架腕、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (5) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (6) 標識板の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (7) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (8) 専用柱の場合、大型標識用銘板（第 5 節 3（9）参照）を容易に確認できる位置に貼付すること。また、電柱共架で共架腕を使用する場合は共架腕に、共架金具を使用する場合は標識板裏面（複数枚の場合はいずれかの 1 枚）に大型標識用銘板を貼付すること。
また、専用柱にトラテープ（黄色・黒色のゼブラ 15 cm 幅）を、路面から概ね 1500 mm の高さに 2 本貼付（円周）すること。

第 6 節 大型固定標識設置工事

1 一般事項

受注者は、大型固定標識を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については設計図書により指示するが、設置場所の選定にあたっては次の事項に留意すること。

- (1) 歩車道の区別のない道路にあつては、柱の位置が電柱等路上工作物の外縁（道路中央寄り）を見通した縁以内にとどめること。
- (2) 沿道の住民に対して著しく支障を及ぼさない場所とすること。
- (3) 歩行者が日常生活の不便とならないよう、車両の出入口、商店の客の出入口等の付近を避け、沿道住民の協力が得られるよう配慮すること。
- (4) 街路樹等の付近で繁茂により本標識が隠れるおそれのない場所とすること。
- (5) 自動車の右左折またはすれ違い等により接触するおそれのない場所とすること
- (6) 歩道の切り下げのある場所は避けること。
- (7) 軟弱な法面でないこと。やむを得ず法面に設置する場合は、基礎の寸法を変更する

こともあり得るため、監督員に協議すること。

- (8) 上空架線に接触しない場所とすること。やむを得ず接触するおそれがある場合は、電線管理者に連絡し、接触部のカバー等（電線側）を措置するよう調整すること。また、高圧線の付近は、離隔距離について電力会社に確認し適切な位置とすること。
- (9) 道路管理者等が設置した標識、案内板、情報板等を阻害しない又は、阻害されない場所とすること。
- (10) 電柱や信号柱に共架する場合は、標識板の外縁を車道に出さないこと。
- (11) 自動点滅器により点灯する標識の場合は、強い照明の直近を避け、夜間正常に点灯するよう配慮すること。
- (12) 太陽電池により充電する標識の場合は、日照を考慮した場所を選定すること。

3 施工方法

- (1) 大型固定標識は、別図7～9に基づき設置することとし、詳細は設計図書等で指示する。なお、同図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。

また、灯火標識の灯器取替え等、既設柱及び腕位置を変更せず施工する場合において既設置高が建築限界値以上である場合は、取替え後の設置高が設計値以上であってもこれを認めるものとする。

- (2) 大型固定標識の設置方法は、側柱式又は鋼管柱張出式を原則とする。ただし、仕様書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (3) 道路構造令第12条の定めにより建築限界に留意の上、大型固定標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (4) 取付腕、取付金具、共架腕、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (5) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (6) 標識板の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (7) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (8) 大型固定標識の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (9) 専用柱の場合、大型標識用銘板（「道路標識製作仕様書」第7節2参照）を容易に確認できる位置に貼付すること。また、電柱共架で共架腕を使用する場合は共架腕に、共架金具を使用する場合は標識板裏面（複数枚の場合はいずれかの1枚）に大型標識用銘板を貼付すること。

また、専用柱にトラテープ（黄色・黒色のゼブラ 15 cm幅）を、路面から概ね 1500 mmの高さに2本貼付（円周）すること。

第7節 大型可変標識設置工事

1 一般事項

受注者は、大型可変標識を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監

督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については「第6節 大型固定標識設置工事」2 設置場所を参照し、選定すること。

3 施工方法

- (1) 大型可変標識は別図10-1～10-3、17、18、22、23に基づき設置することとし、詳細は設計図書等で指示する。なお、別図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。
- (2) 配線工事は、別図22、23に基づき施工すること。なお、別図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。
- (3) 大型可変標識の設置方法は、側柱式又は鋼管柱張出式を原則とする。ただし、仕様書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (4) 道路構造令第12条の定めにより建築限界に留意の上、大型可変標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (5) 取付腕、取付金具、共架腕、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (6) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (7) 標識板及び標識灯の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (8) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (9) 専用柱の場合、大型標識用銘板（第6節3（9）参照）を容易に確認できる位置に貼付すること。また、電柱共架で共架腕を使用する場合は共架腕に、共架金具を使用する場合は標識板裏面（複数枚の場合はいずれかの1枚）に大型標識用銘板を貼付すること。

また、専用柱にトラテープ（黄色・黒色のゼブラ 15 cm幅）を、路面から概ね 1500 mmの高さに2本貼付（円周）すること。

4 制御機の設置方法

制御機の設置方法は設計図書によるほか、以下の事項に留意すること。なお、詳細については監督員の指示に従うこと。

- (1) 制御機等本体のほか配管及び取付バンドについて、横断歩行者及び歩道通行者が接触することがないように設置すること。また、万一接触しても金具等により怪我を負うことのないよう、ボルトの位置、長さに配慮して設置すること。
- (2) 車両と衝突し難い方向に設置すること。
- (3) 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように配慮すること。
- (4) 受注者は、電柱抱き込み式で設置する場合、設置する柱（鋼管柱又はコンクリート柱）に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に設置すること。ただし、設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (5) 受注者は、設計図書により他所管の電柱を借用し設置する場合は、すでに設置済みの

機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。
また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。

第8節 照明灯付横断歩道標識設置工事

1 一般事項

受注者は、照明灯付横断歩道標識を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については「第6節 大型固定標識設置工事」2 設置場所を参照するほか標識灯内蔵の送受信部が道路構造物、工作物などの影響を受けることなく、正常に作動する場所を選定すること。

3 施工方法

- (1) 照明灯付横断歩道標識は、別図 1 1 に基づき設置することとし、詳細は設計図書等で指示する。なお、別図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。
- (2) 配線工事は、別図 2 4 に基づき施工すること。なお、別図の方法により難しいものについては別途指示するものとする。
- (3) 照明灯付横断歩道標識の設置方法は鋼管柱張出式、押ボタン箱は鋼管柱抱込式を原則とする。ただし、仕様書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (4) 道路構造令第 1 2 条の定めにより建築限界に留意の上、照明灯付横断歩道標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (5) 取付腕、取付金具、共架腕、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (6) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (7) 標識板の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (8) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (9) 専用柱の場合、大型標識用銘板（「道路標識製作仕様書」第 7 節 2 参照）を容易に確認できる位置に貼付すること。また、電柱共架で共架腕を使用する場合は共架腕に、共架金具を使用する場合は標識板裏面（複数枚の場合はいずれかの 1 枚）に大型標識用銘板を貼付すること。

また、専用柱にトラテープ（黄色・黒色のゼブラ 15 cm幅）を、路面から概ね 1500 mmの高さに 2 本貼付（円周）すること。

4 押ボタン箱設置方法

押ボタン箱を取り付ける際は、交通安全施設整備工事共通仕様書（信号機及び交通管制システム工事編）によるほか、以下に留意すること。

- (1) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に

支障とならないように注意すること。

- (2) 取り付ける位置は建築限界に留意するとともに、操作しやすい位置と方向を選定すること。また、当該筐体や金具類が車両及び歩行者に接触しないよう設置することとし、万一、歩行者が接触しても人体への被害を軽減させるため、ボルト締め付け位置やボルト長を適切に調整すること。
- (3) 鋼管柱に不要な配線用等の穴ある場合は、プラグ等により防水の措置をとること。
- (4) 専用柱には、歩行者から視認しやすい位置に別図 2 1 に示すステッカーを貼付すること。

第 9 節 自発光式道路標識設置工事

1 一般事項

受注者は、自発光式道路標識を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 設置場所

設置場所については「第 4 節 路側式道路標識設置工事」及び「第 5 節 大型固定標識設置工事」の 2 設置場所を参照し、選定すること。

3 施工方法

- (1) 標識板は、別図 6、1 9 に基づき設置することとし、詳細は設計図書等で指示する。なお、別図の方法により難いものについては別途指示するものとする。
- (2) 自発光式道路標識の設置方法は、側柱式又は鋼管柱張出式を原則とする。ただし、仕様書により別途指定がある場合はそれに従い設置すること。
- (3) 道路構造令第 1 2 条の定めにより建築限界に留意の上、自発光式道路標識が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (4) 取付腕、取付金具、共架腕、共架金具については設置する鋼管柱等に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (5) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (6) 標識板の取付角度は、道路面と直角を原則とする。
- (7) 他所管の電柱・工作物に共架する場合は、所有者の許可条件を遵守し、他の共架物に支障とならないように注意すること。
- (8) 専用柱の場合、大型標識用銘板（「道路標識製作仕様書」第 7 節 2 参照）を容易に確認できる位置に貼付すること。また、電柱共架で共架腕を使用する場合は共架腕に、共架金具を使用する場合は標識板裏面（複数枚の場合はいずれかの 1 枚）に大型標識用銘板を貼付すること。

また、専用柱にトラテープ（黄色・黒色のゼブラ 1 5 cm 幅）を、路面から概ね 1500 mm の高さに 2 本貼付（円周）すること。

第 1 0 節 電気工事

電気工事については、関係法令、技術基準等を遵守し適正かつ安全に行うこと。

1 一般事項

(1) 使用材料

配線に使用する電線類、電線管類、支持物及びその他の付属品は、原則として J I S 規格または同等以上のものとする。なお、これらの使用線種、芯数、太さ等についての指定は設計図による。

(2) 電線の接続

電線の接続は、スリーブ、ワイヤコネクタまたは接続端子金具を使用することとし、途中接続及び電線管内部での接続をしてはならない。

(3) 電線と機器端子との接続

電線と機器端子との接続は、ゆるむことのないよう十分締め付ける。なお、電線がより線の場合は圧着端子による接続とする。

(4) 電線の結束

電線の結束は、標識の配線引込口、制御機内、その他必要な箇所にバインド線等でこれを行う。

(5) 電線の色別

ビニール被覆電線を使用するときは、原則として、接地側は白または灰、電圧側は赤または黒とする。ただし、接地線は緑色とする。

(6) 絶縁抵抗

架空配線及び地中配線に対する絶縁抵抗値は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に準拠すること。

2 架空配線工事

架空配線を行う場合には、次により施工する。

(1) 吊線の引留

吊線（自己支持型のケーブルの吊線を含む）はその支持点にシンブルを挿入する。

(2) 柱間配線の地上高

架空配線が道路を横断する場合は、交通に支障のない高さとする。（概ね 6 m 以上）

(3) 接続端子箱の取付

架空配線と標識引下げ配線、または制御機引下げ配線との接続用に防水型の接続端子箱を地上 5 m 以上の位置に取り付ける。

(4) 制御機への引下げ

配線を制御機に引下げる場合、専用柱においては鋼管柱内部を通して引下げ、電柱等に共架の場合は、ケーブルを設計図に示された管径の厚鋼電線管に納めて引下げ、制御機内端子盤に接続する。なお、先端は雨水等の侵入を防止する処置を施すこと。

(5) 配線結束

配線結束は、各標識の配線引込口、制御機内、その他必要な箇所にバインド等でこれを行う。

(6) 電線の防護

電線が、街路樹等により損傷を受けるおそれがある場合は、保護材により防護する。

3 電源線引込線工事

電源線引込線工事は次により施工する。

(1) 電源箱の取付

制御機設置柱には、防水型の電源箱を地上約3mの高さに取り付ける。

(2) 電源引込線の引下げ

電源引込線の接続点から電源箱まで、専用柱においては、鋼管柱内部を通して引下げ、電柱等に共架の場合は、ケーブルを設計図に示された管径の厚鋼電線管に納めて引下げる。

4 接地工事

灯火式大型固定標識（鋼管柱の場合）、照明灯付横断歩道標識、大型可変標識または路側式可変標識（鋼管柱の場合）を設置する場合は、鋼管柱、押ボタン箱または制御機の金属製外箱にD種接地工事を施すこと。この場合の接地抵抗値は100Ω以下とする。

5 電力供給の申し込み

電力の供給を受けて使用する標識を設置した場合は、受注者が各電力会社の供給規定に基づき電力供給を申し込むこと。また、申込書の写しを完成書類とともに発注者へ提出すること。

申し込み時の契約者名等

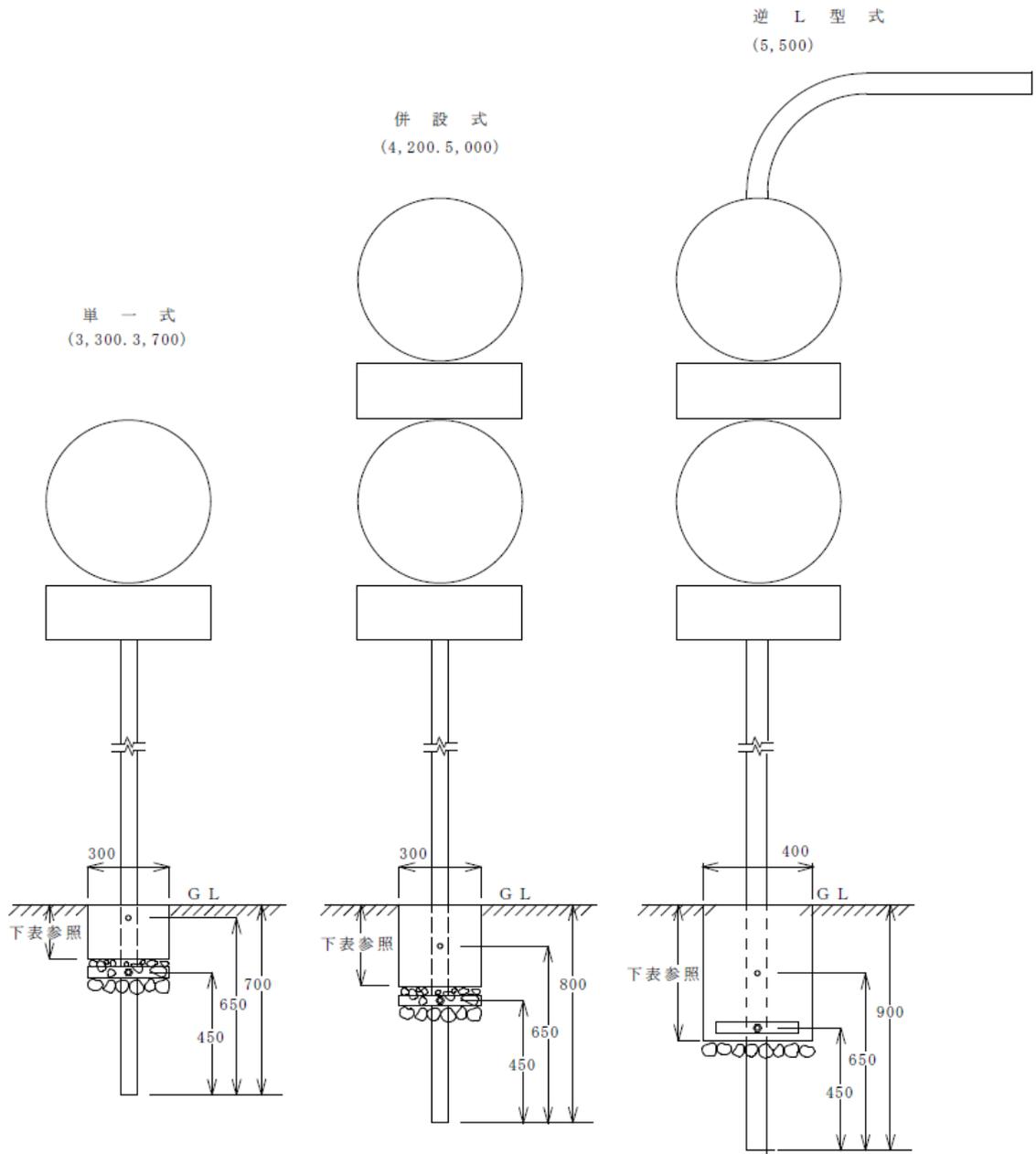
○ 契約者名 : 【岐阜県警 □□□□□□】
官庁番号

(官庁番号の構成)

標 識 種 類	官 庁 番 号	備 考
灯火式大型固定標識	△△△△22	「〇〇」は警察署番号
照明灯付横断歩道標識	〇〇△△24	
灯火式大型可変標識	△△△△28	「△△△△」は 標識の管理番号
反射式大型可変標識	△△△△29	

○ 停電通知先、料金支払先 : 【岐阜県警察本部交通規制課】

路側標識建植図（基礎コンクリート）



基礎寸法 (単位 m/m)

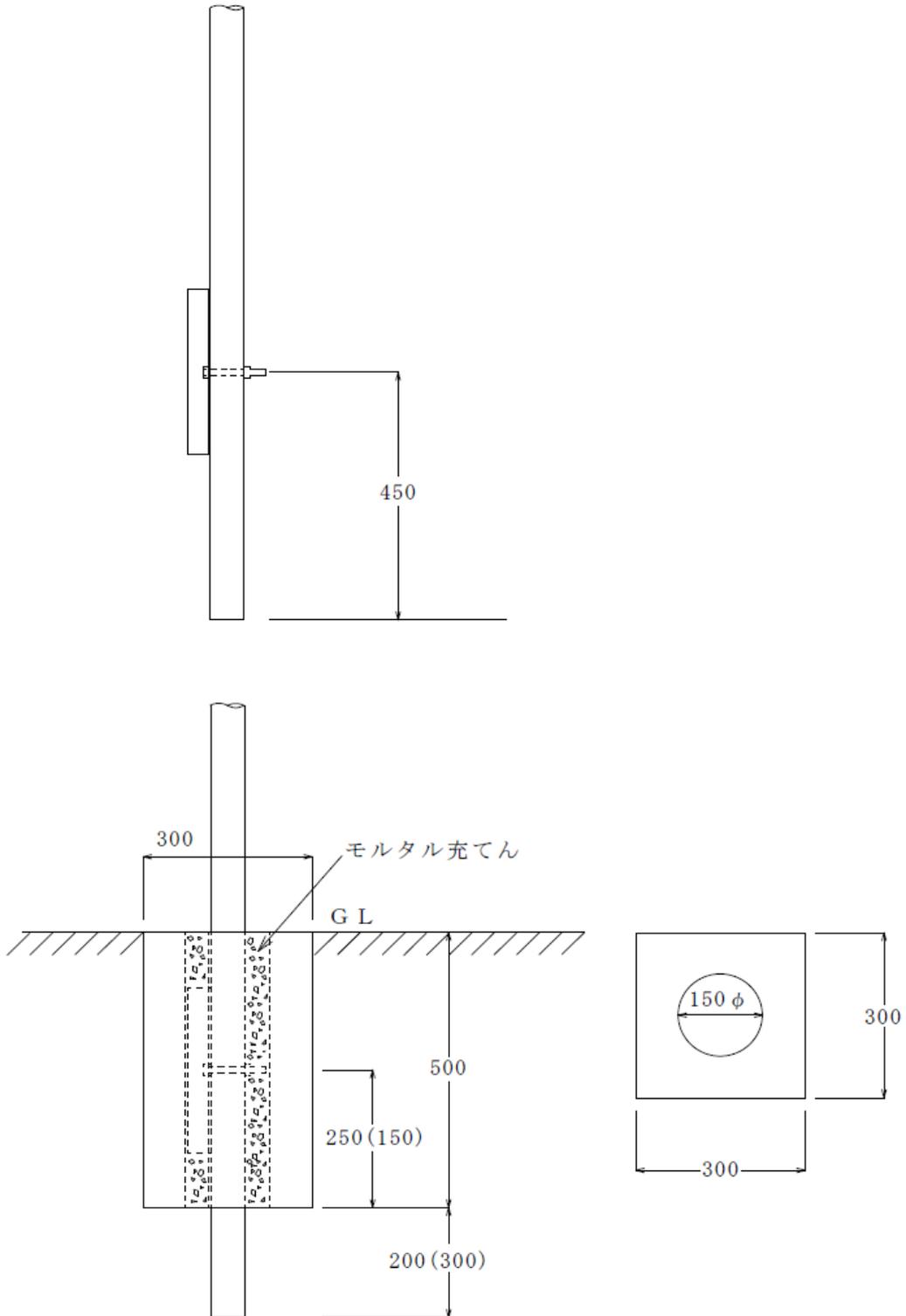
柱の長さ	幅	高さ
3.3 3.7	300	200
4.2	300	300
5.0	300	500
5.5 逆 L	400	500

規格値は設計値以上とする。

別図 1 - 2

路側標識建植図 (コンクリートブロック)

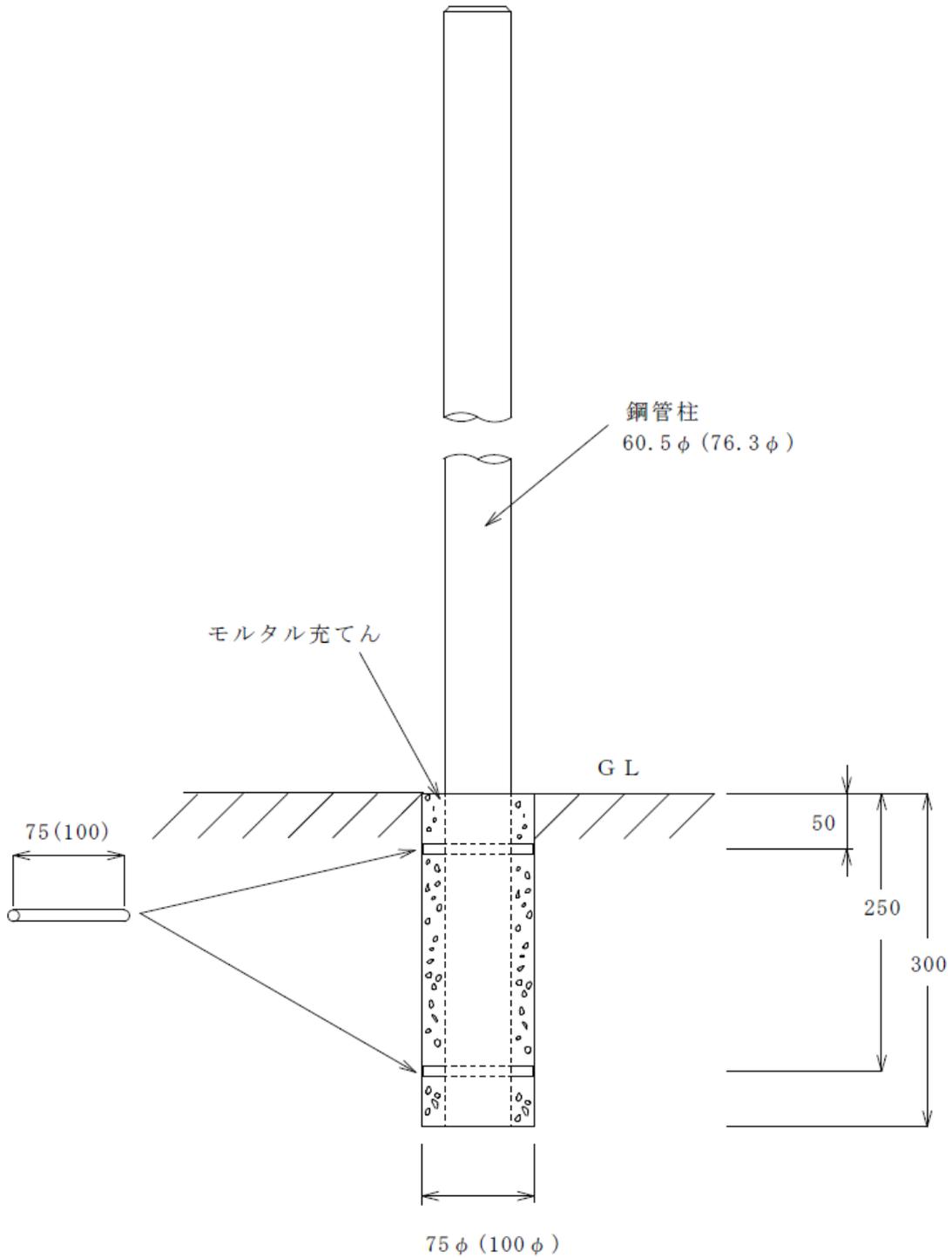
(単位 mm)



別図 1 - 3

路側標識建植図 (コアドリリング工)

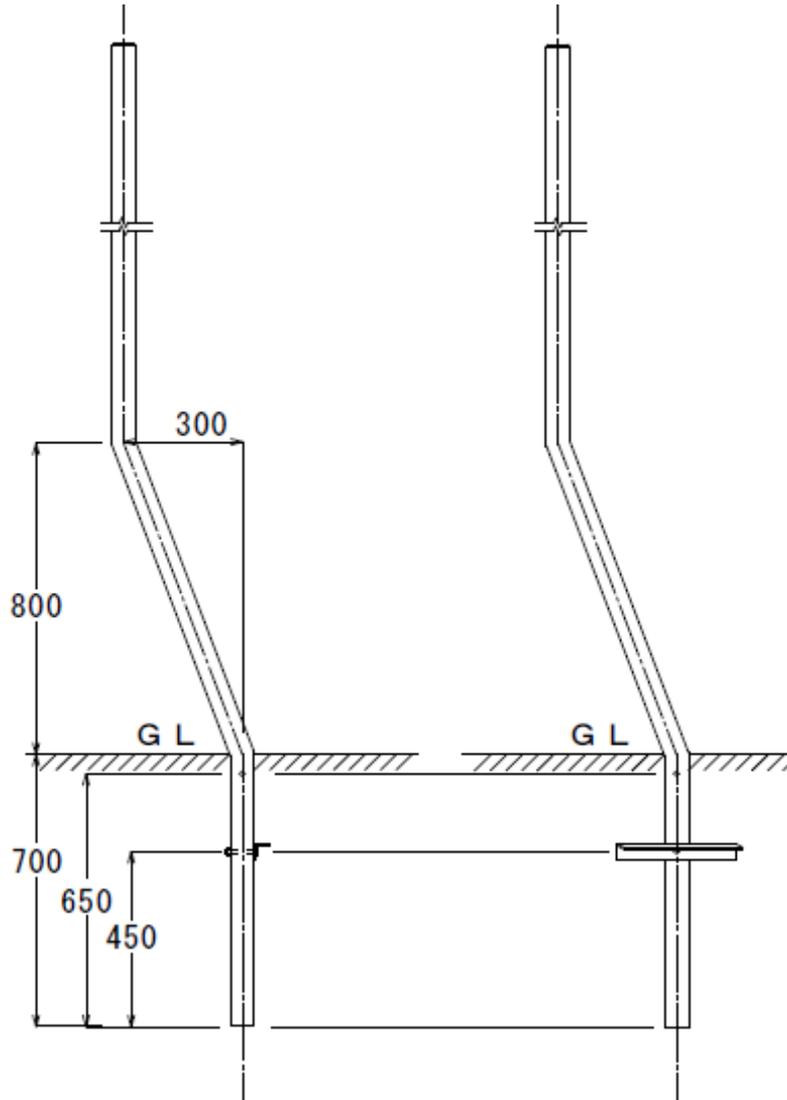
(単位 mm)



別図 2-1

曲柱 (单一式 3, 300 · 3, 700)

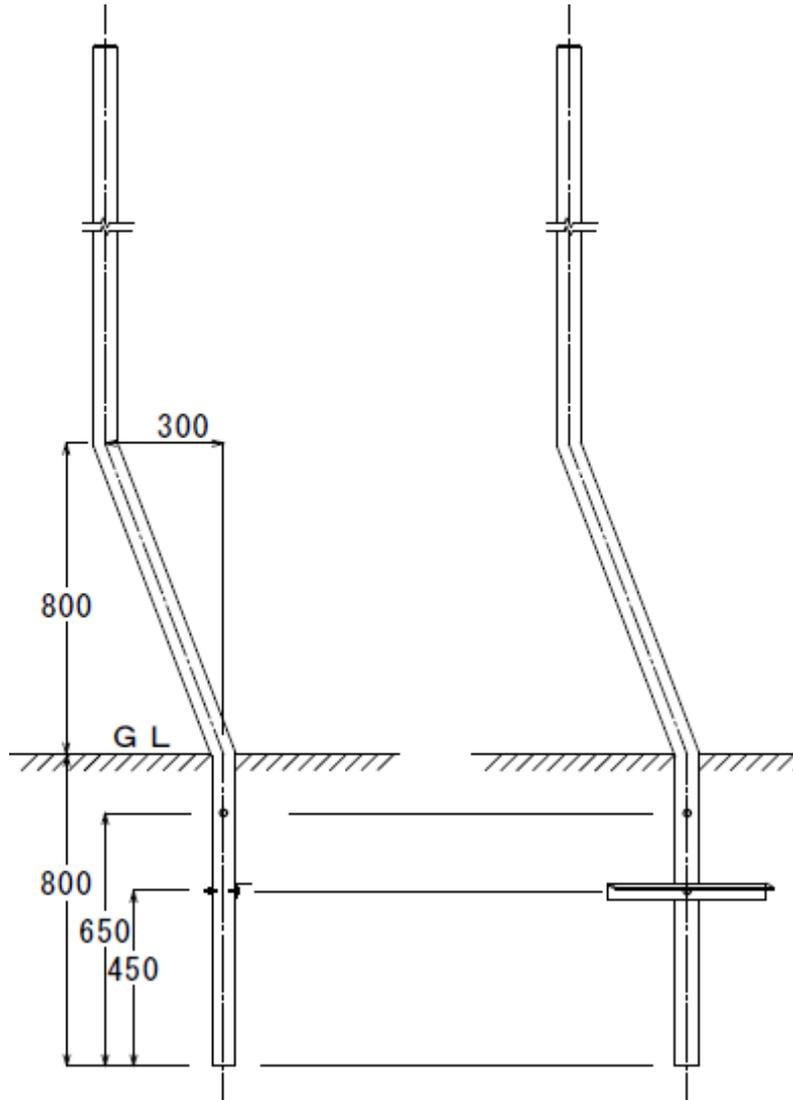
(单位 mm)



別図 2 - 2

曲柱（併設式 4, 200・5, 000）

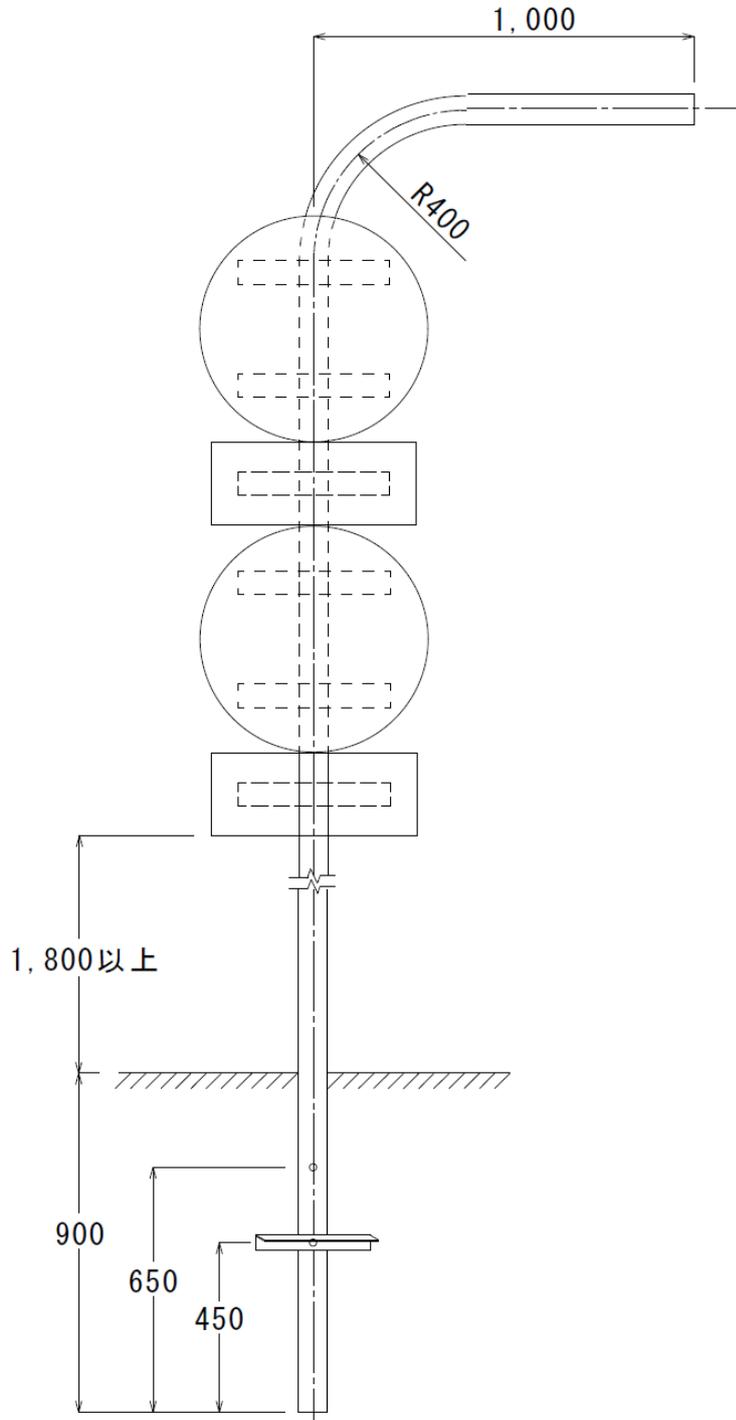
（単位 mm）



別図 3

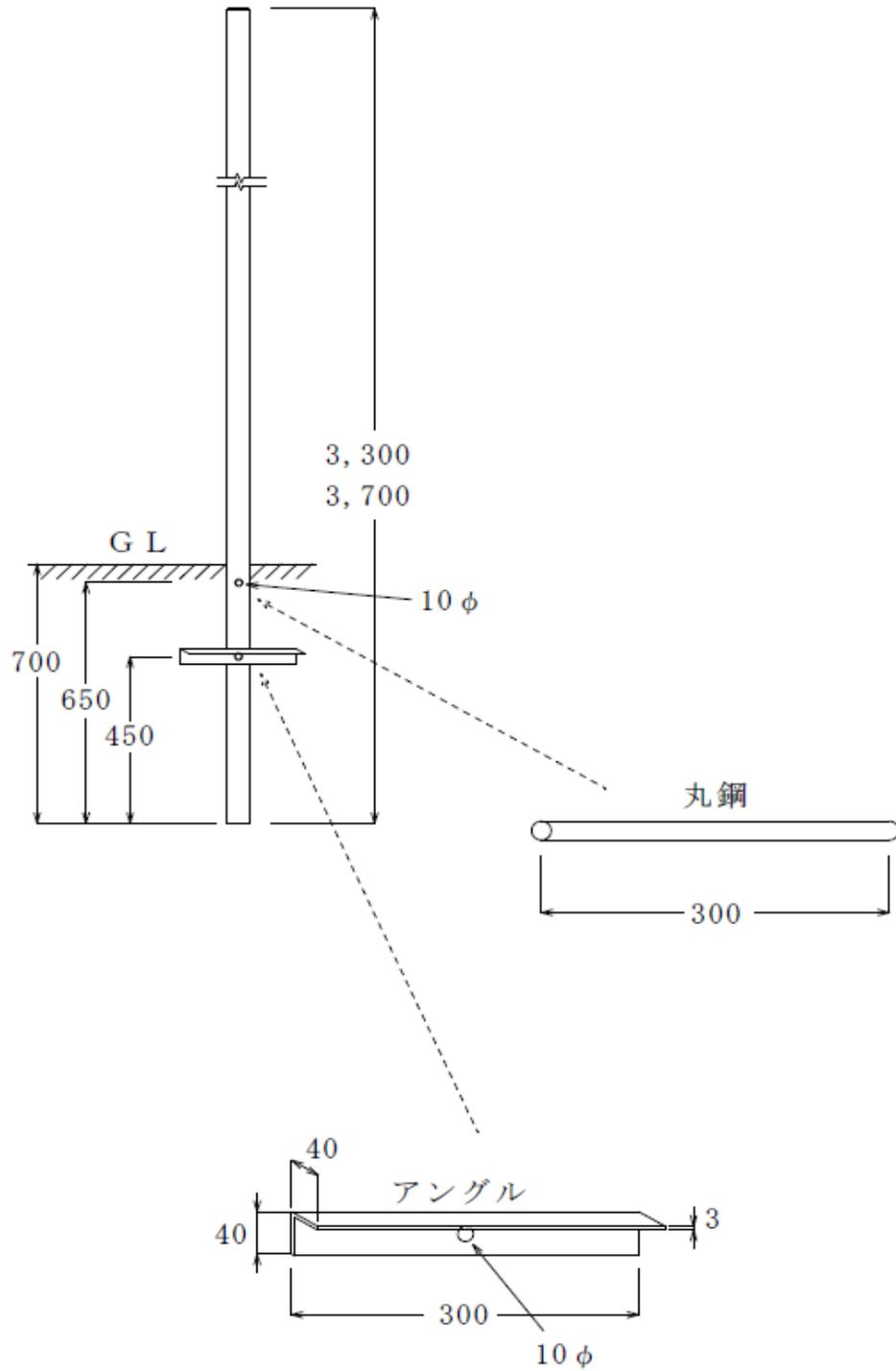
逆 L 型式

(单位 mm)



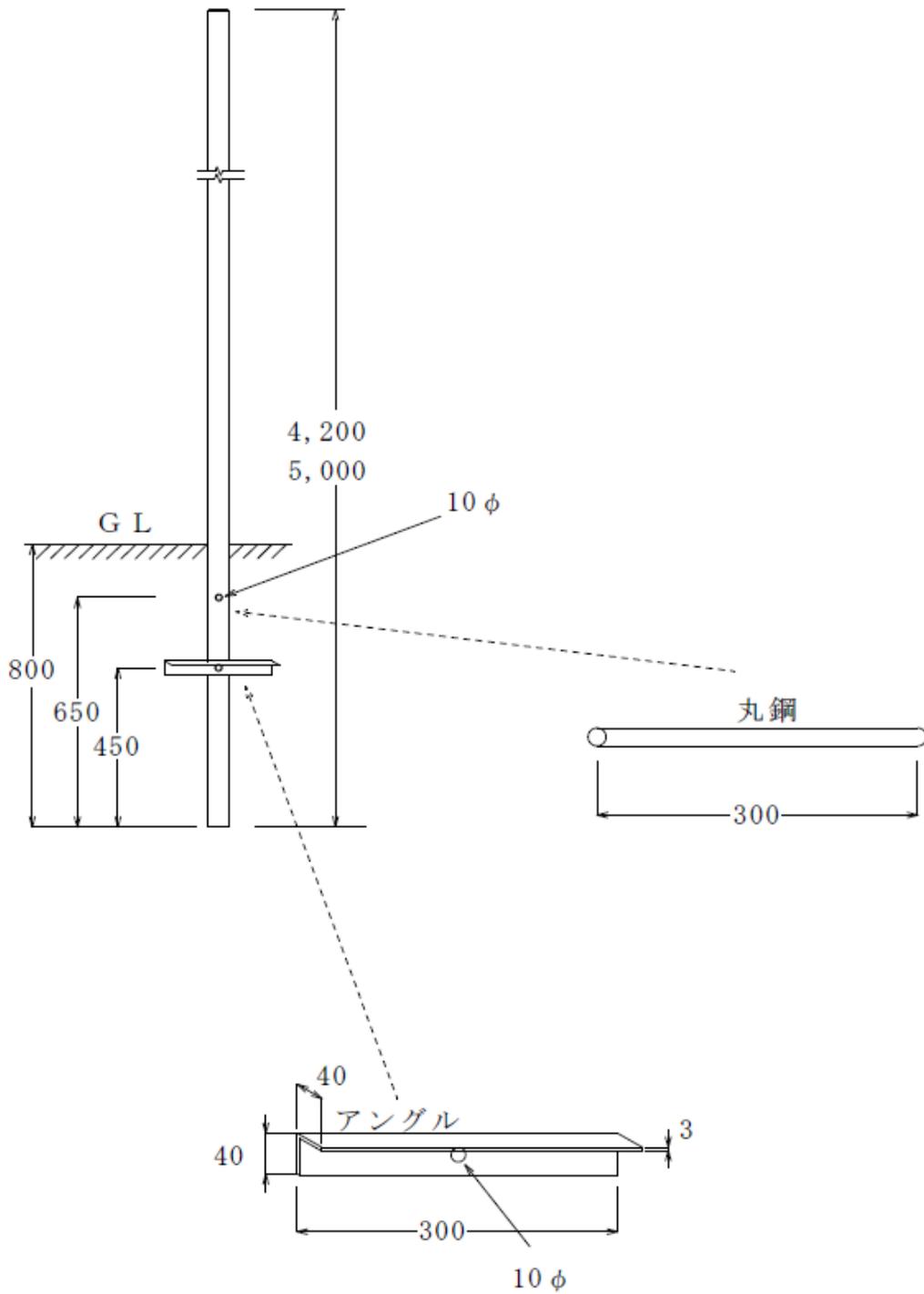
鋼管柱及び根かせ (単一式)

(単位 mm)



鋼管柱及び根かせ（併設式）

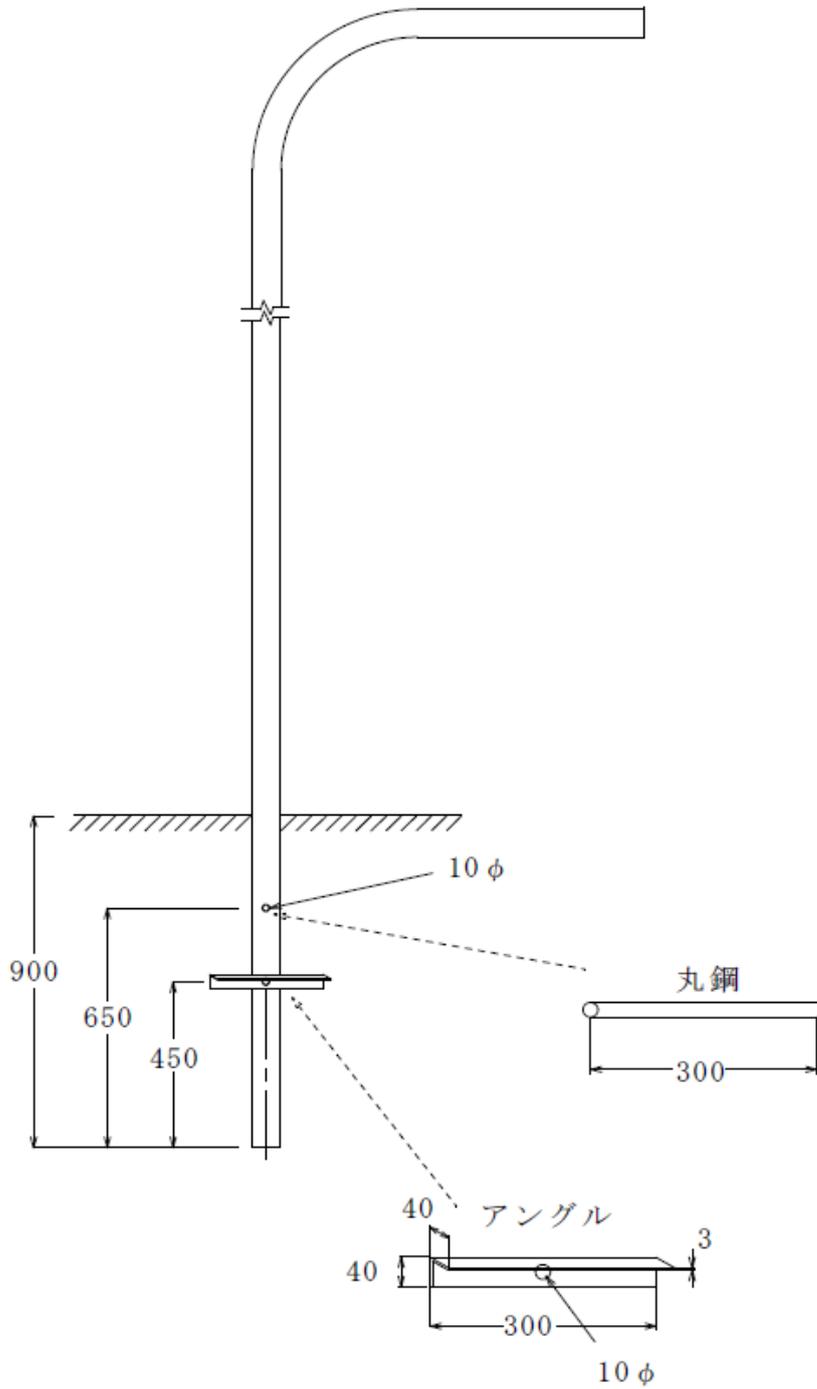
(単位 mm)

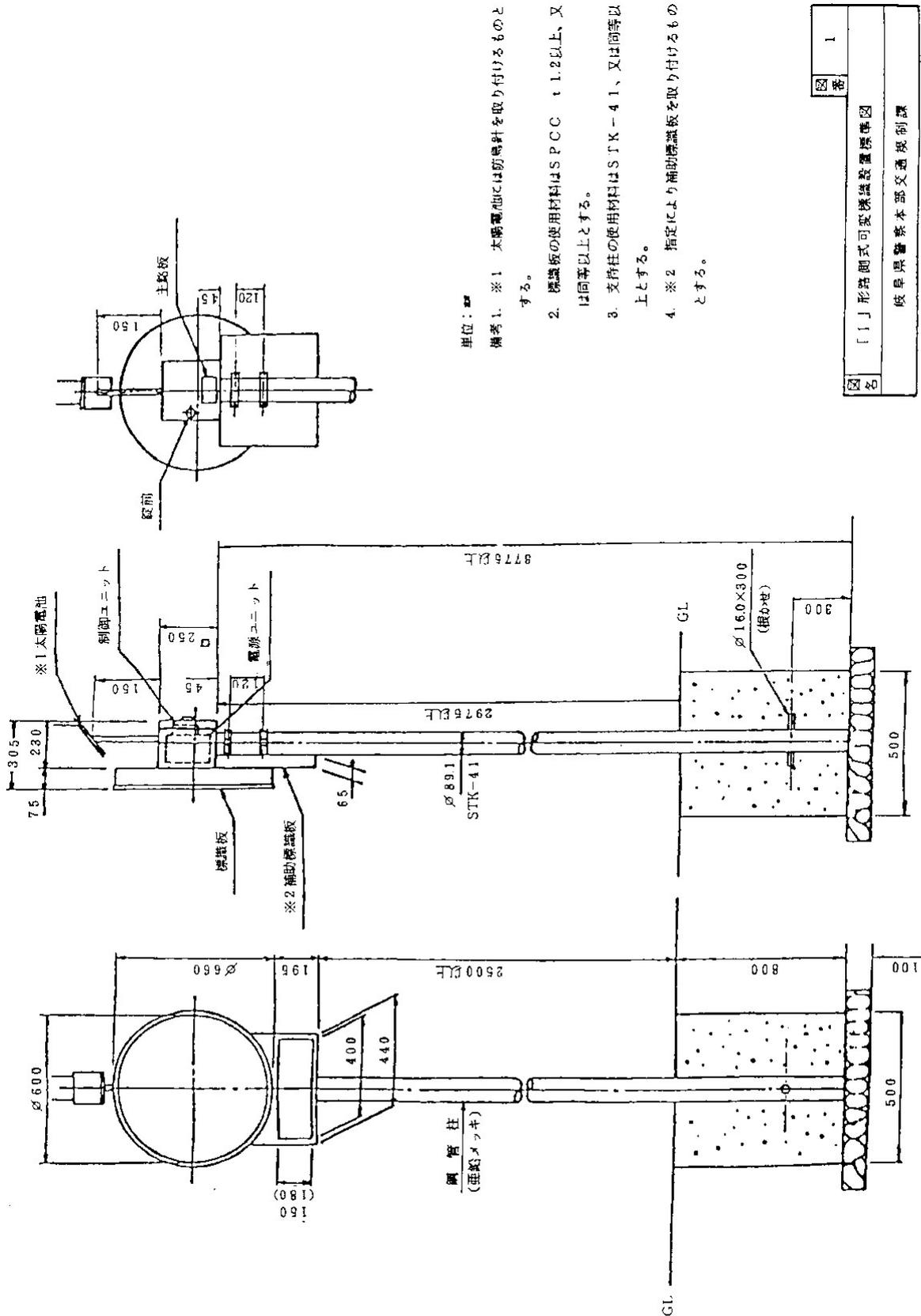


別図 4 - 3

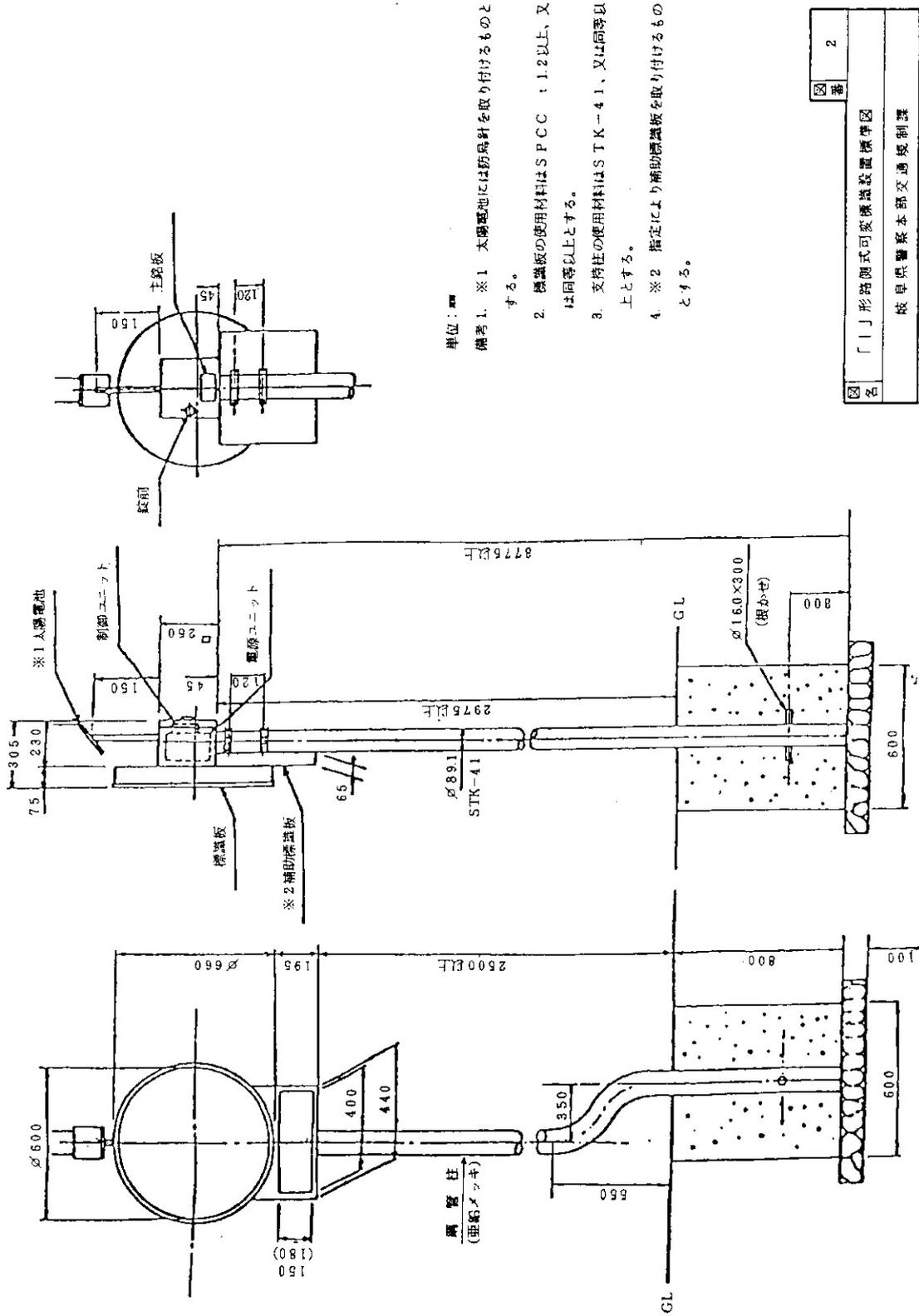
鋼管柱及び根かせ (逆 L 型式)

(単位 mm)



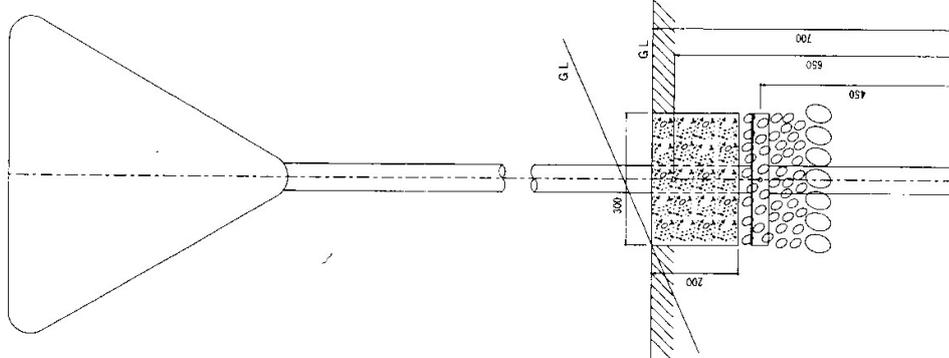


別図5-2

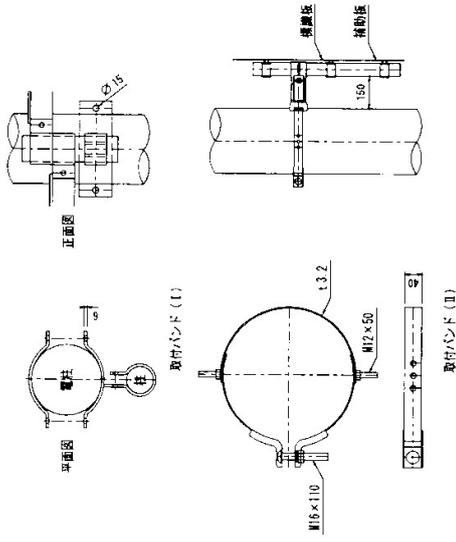


図名	図番
「1」形路側式可変機識設置標準図	2
岐阜県警察本部交通規制課	

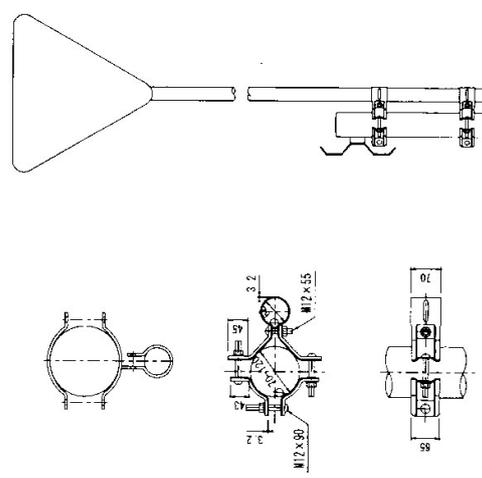
路側式自発光式道路標識標準構造図



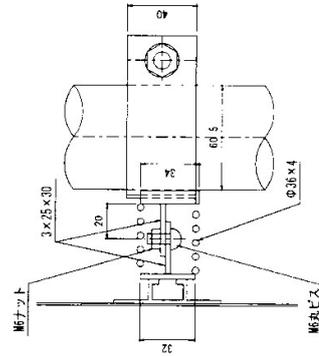
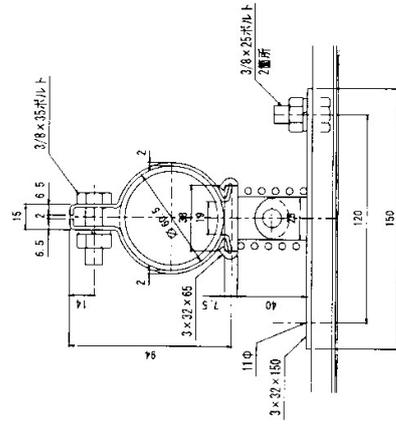
共架金具（電柱・信号機柱用（支柱を含む））



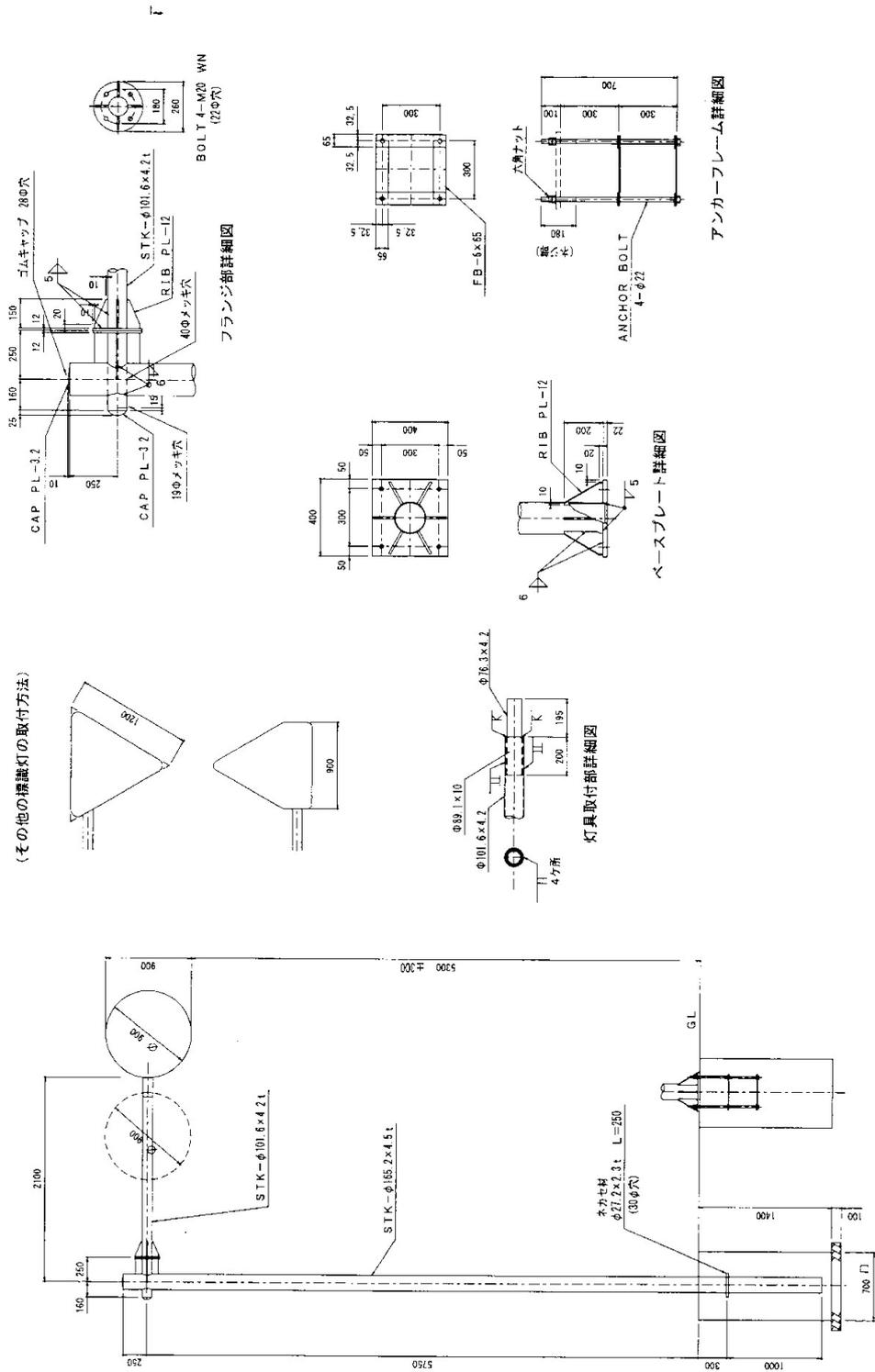
共架金具〔橋・ガードレール用（2個1組）〕
共架金具〔オーバークラック用（1個支柱を含む）〕



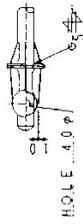
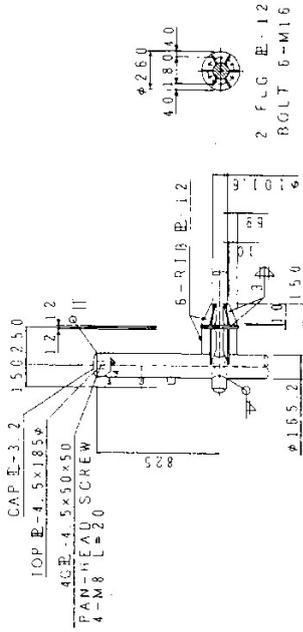
取付金具（スプリング式）



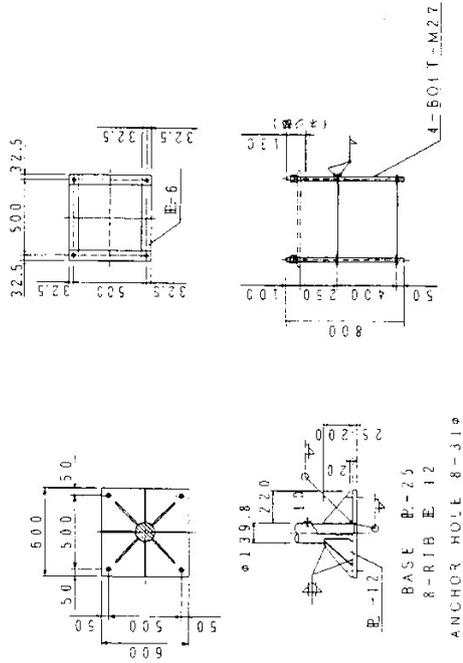
灯火式大型固定標識 (専用柱) 標準構造図 (F1型)



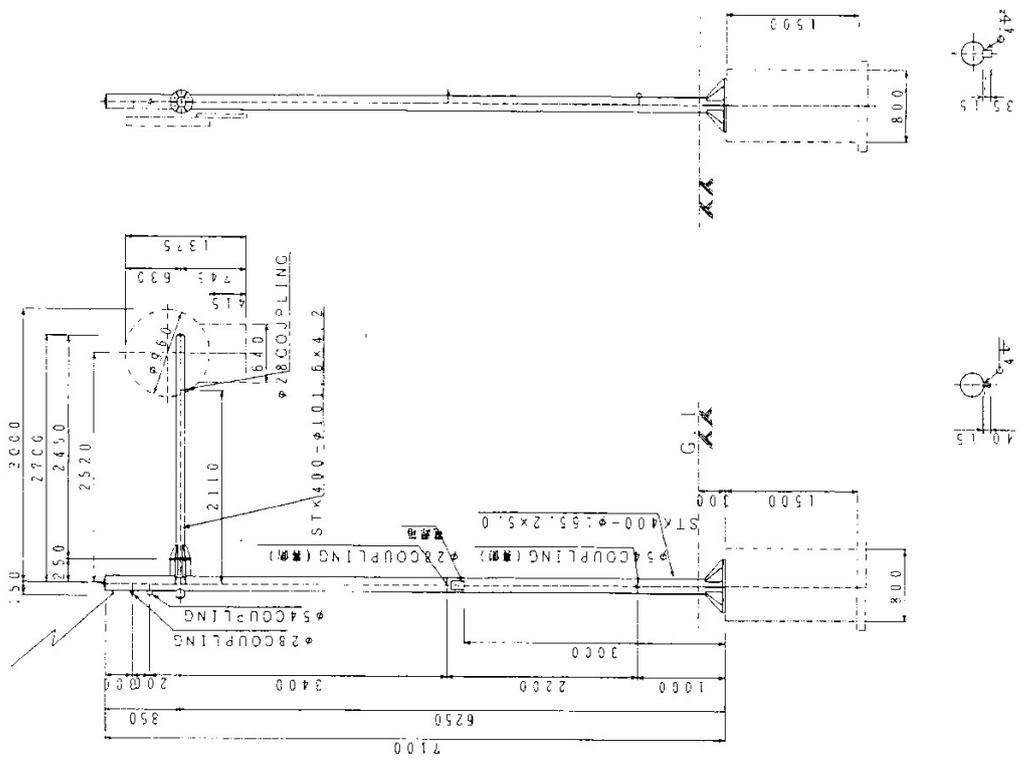
別図 8



梁・柱の取合詳細図



アソカ...ボルト部詳細図



COUPLING 28φ L=50

COUPLING 54φ L=50

図名 反射式大型可変露識(専用柱)標準構造図

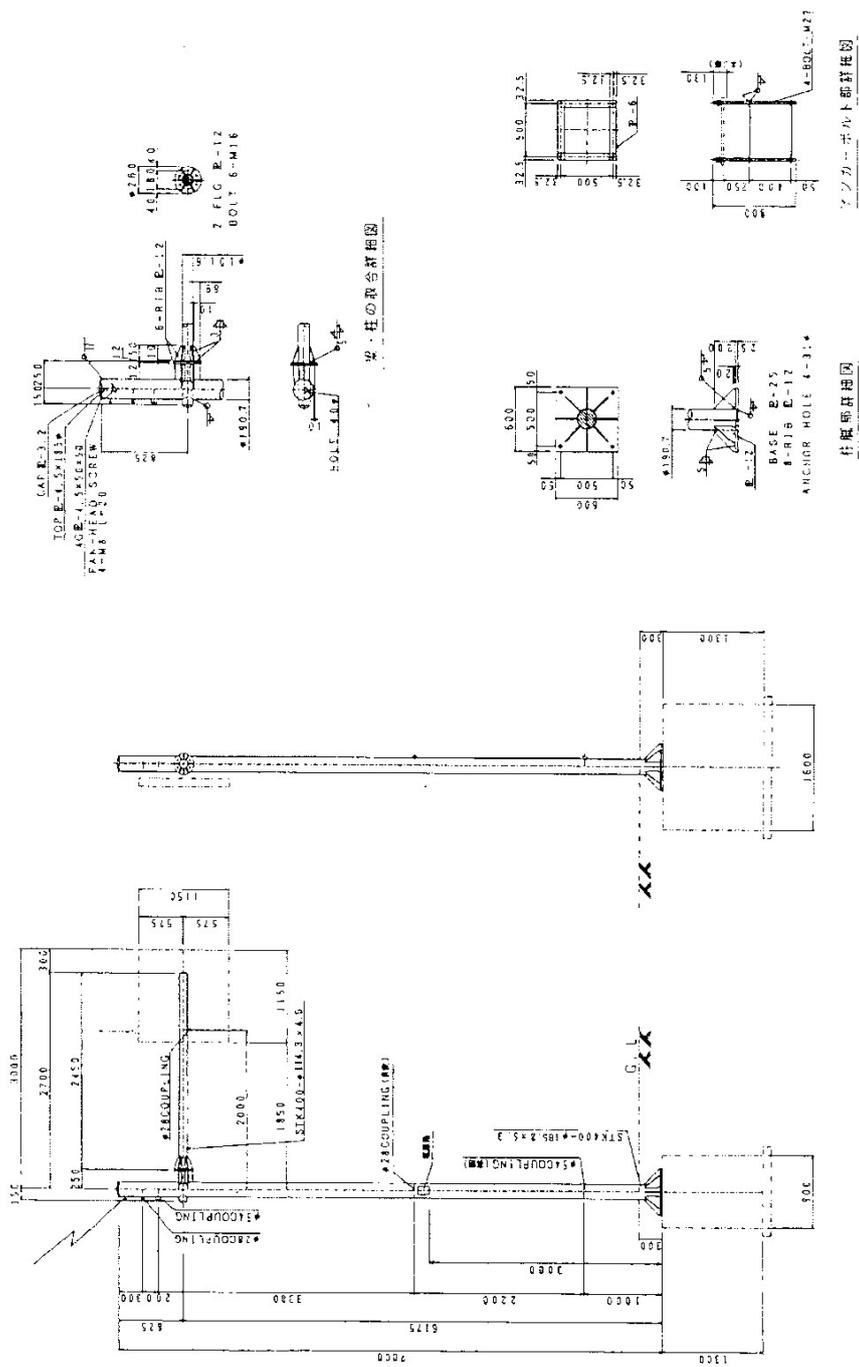
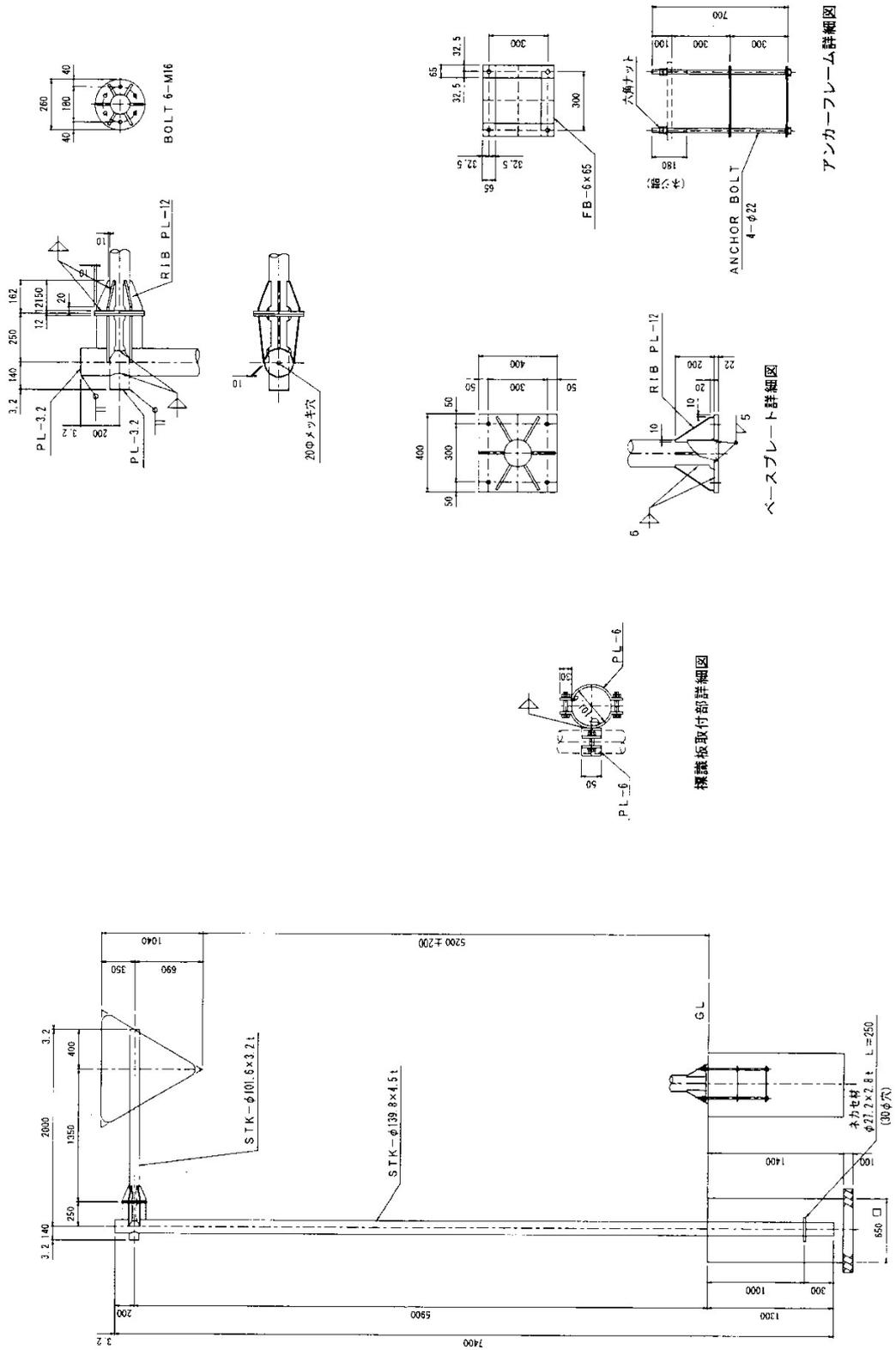


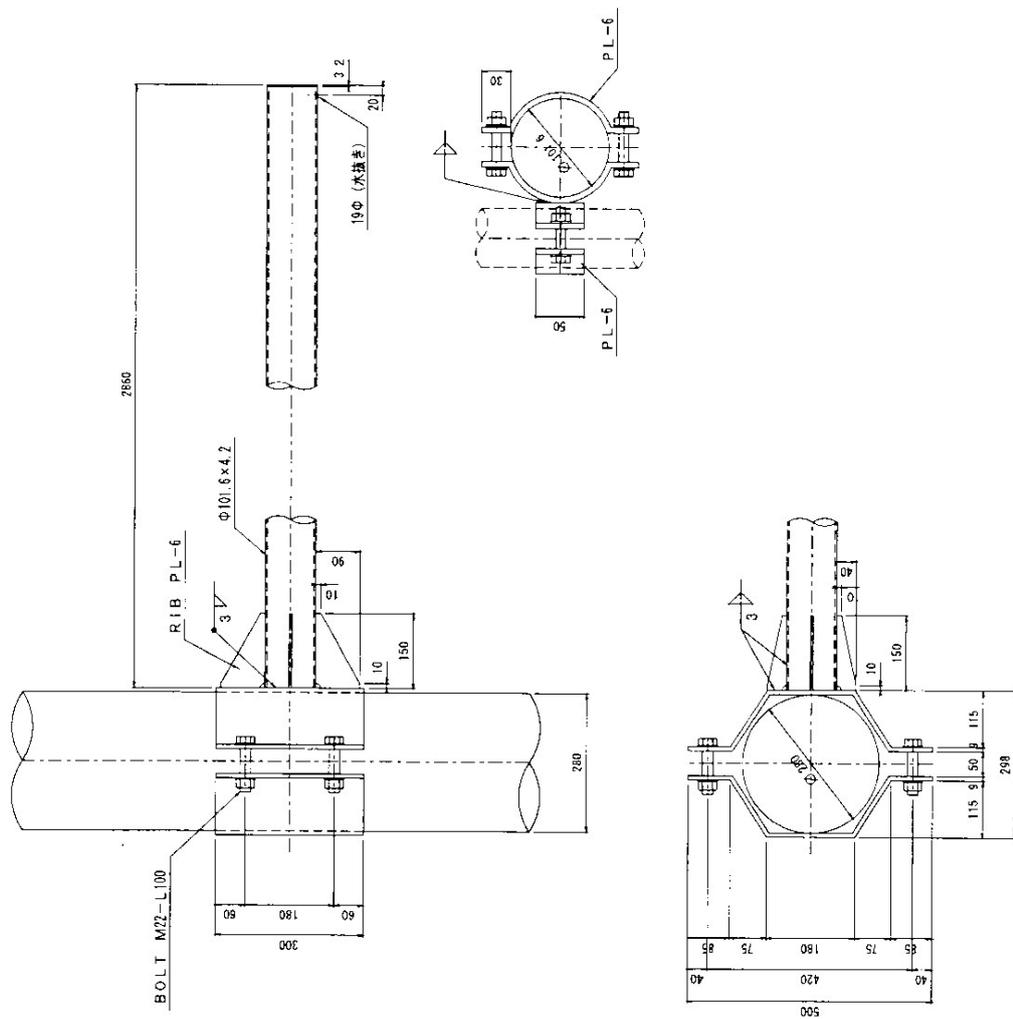
図 10 灯火式大型可変標識(標準型島用柱)標準構造図

オーバーハング式自発光式道路標識標準構造図

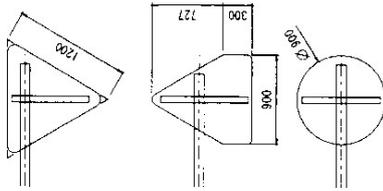


別図12

反射式大型固定標識（電柱共用）標準構造図



(標識板の取付方法)

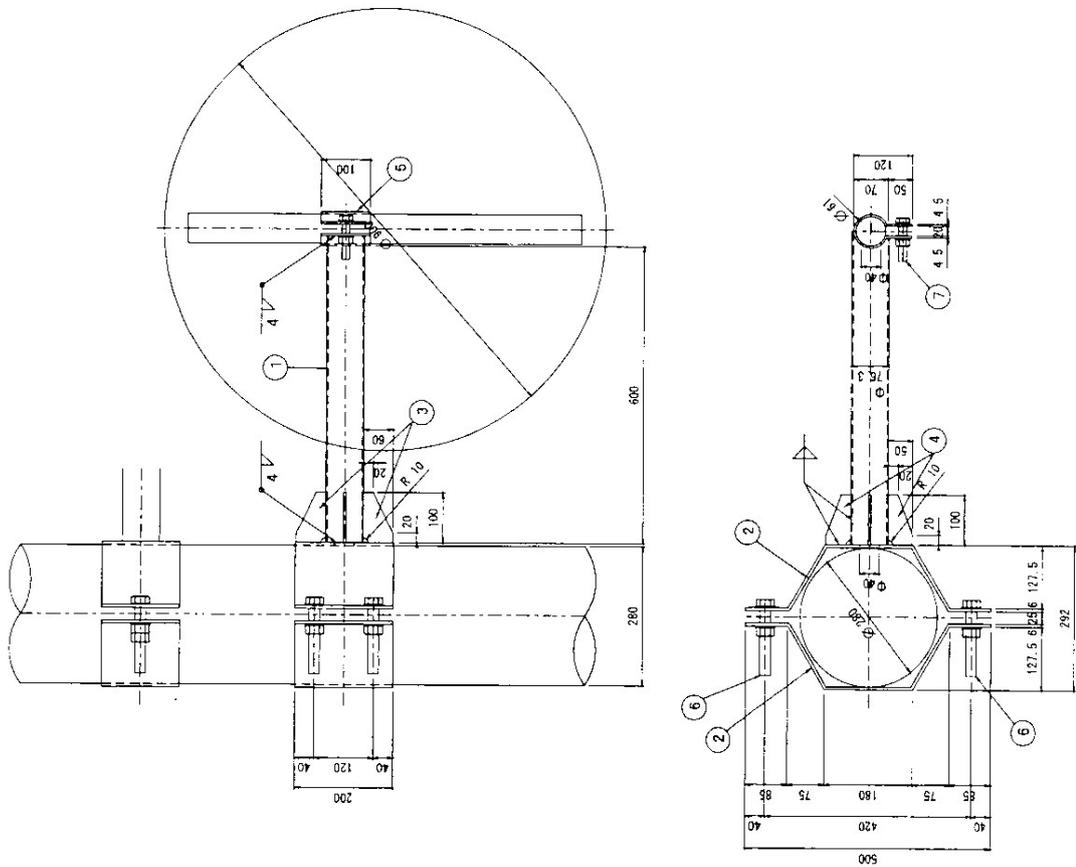


反射式共架一ム重量表

形状	数量	重量	備考
1 300×646×9	2	27.4	
2 40×150×6	2	0.555	
3 90×150×6	2	1.27	
4 101.6×4.2×2870	1	29.0	
5 101.6×3.2	1	0.256	
6 M22	4	6.4	
合計		65.6g	

別図13

反射式大型固定標識（信号柱共用）標準構造図



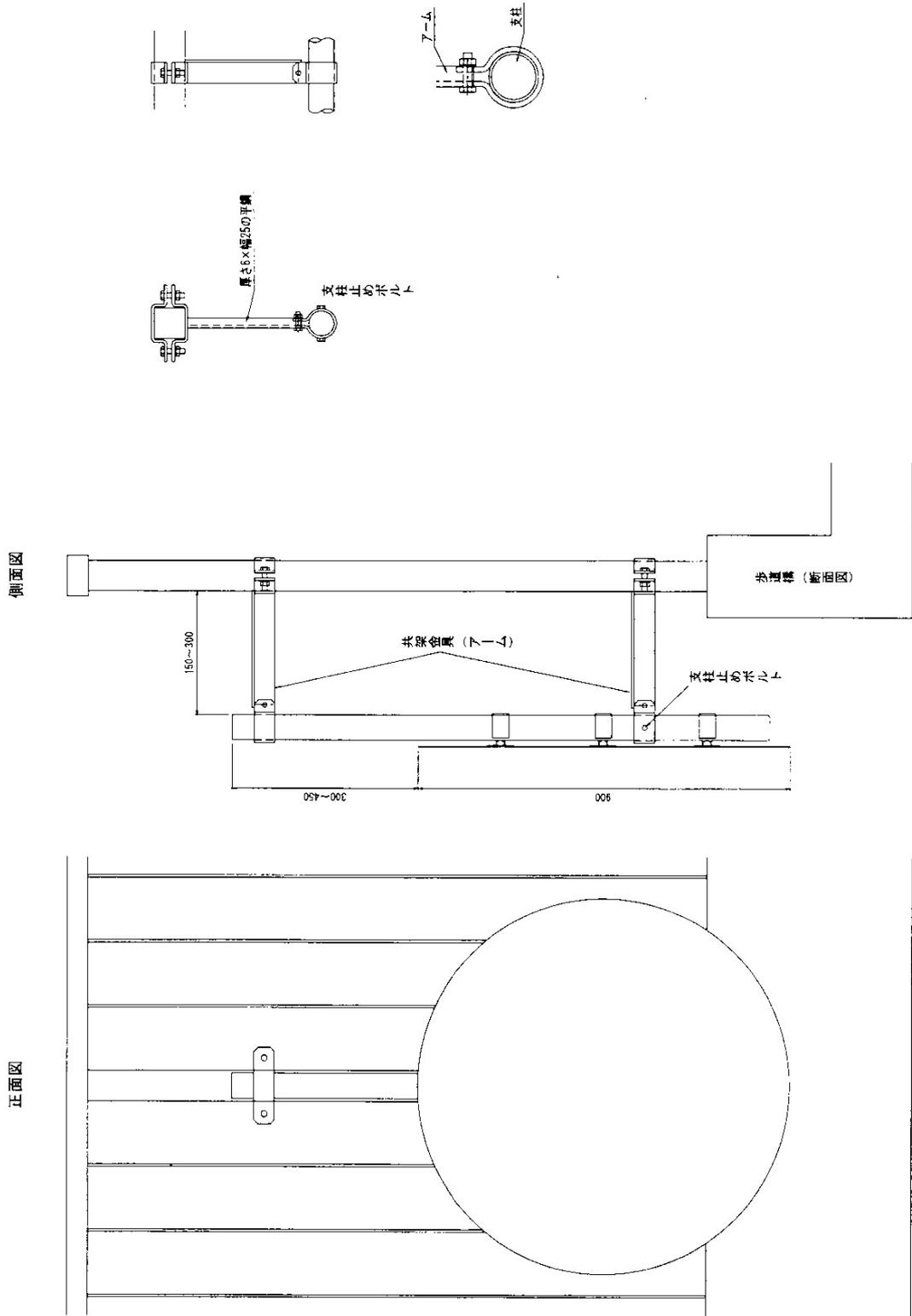
材料表

形状	長さ	数量	重量	摘要	
1 PIPE	76.3φ×3.2	63.5	1	3.7	STK400
2 PL	200×6	650	2	12.2	SS400
3 #	60×6	100	2	0.6	#
4 #	50×6	100	2	0.5	#
5 #	100×4.5	280	1	1.0	#
6 BN	W7/8	140	4	2.5	#
7 #	W5/8	60	1	0.2	#
合計				20.7kg	

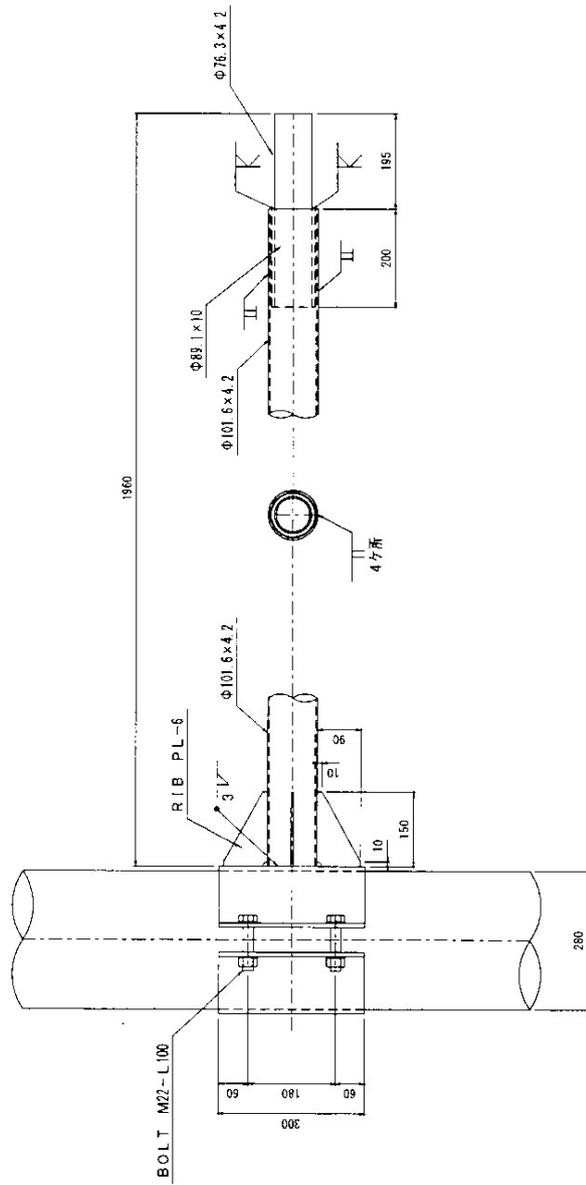
別図14

反射式大型固定標識 (歩道橋共用) 標準構造図

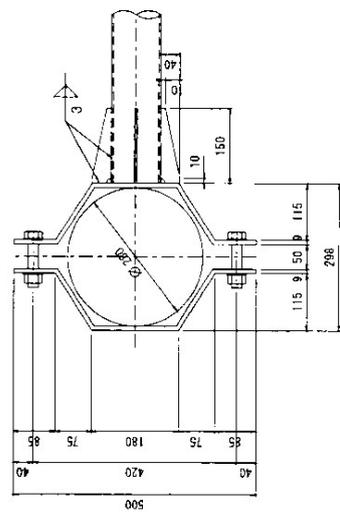
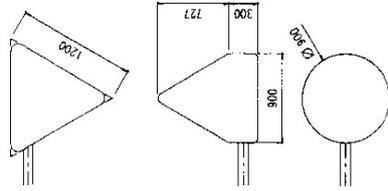
別図15



灯火式大型固定標識（電柱共用）標準構造図

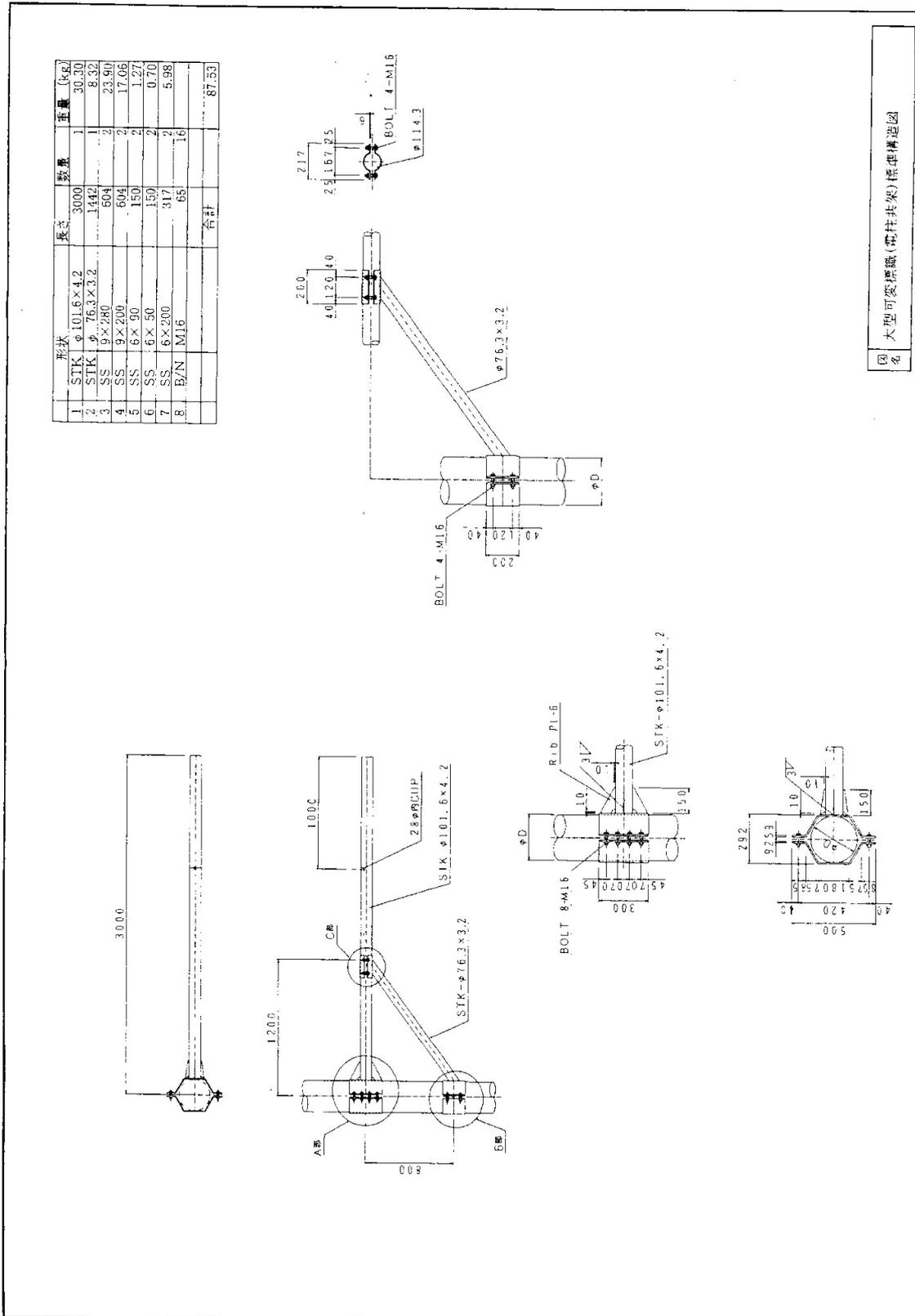


(標識板の取付方法)

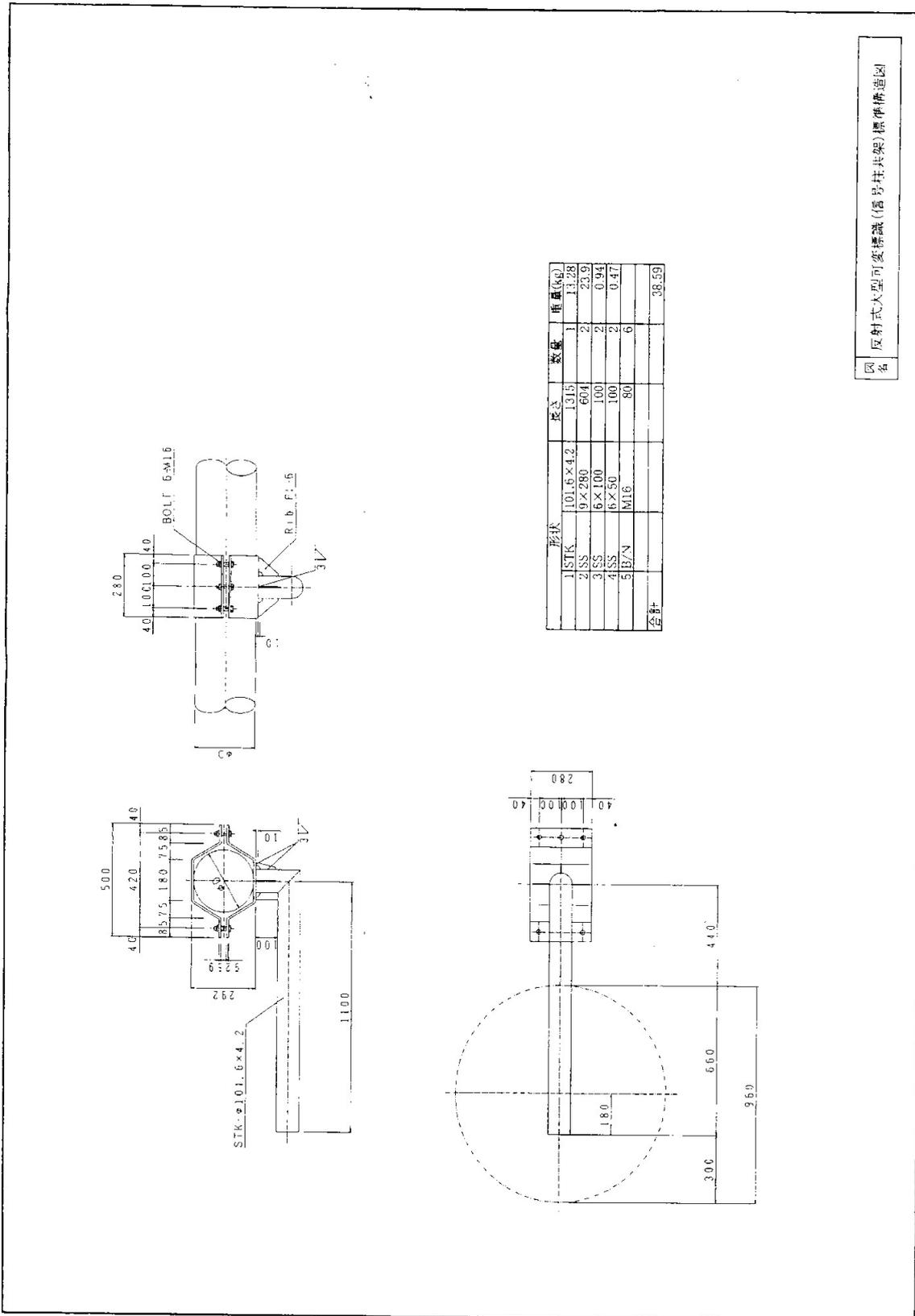


灯火式共架アーム重量表

形状	数量	重量	備考
280×646×9	2	25.6	
40×150×6	2	0.585	
80×150×6	2	1.13	
101.6×4.2×1775	1	17.9	
89.1×10.0×200	1	3.9	
76.3×4.2×395	1	2.95	
M22	4	4.8	
合計		57kg	

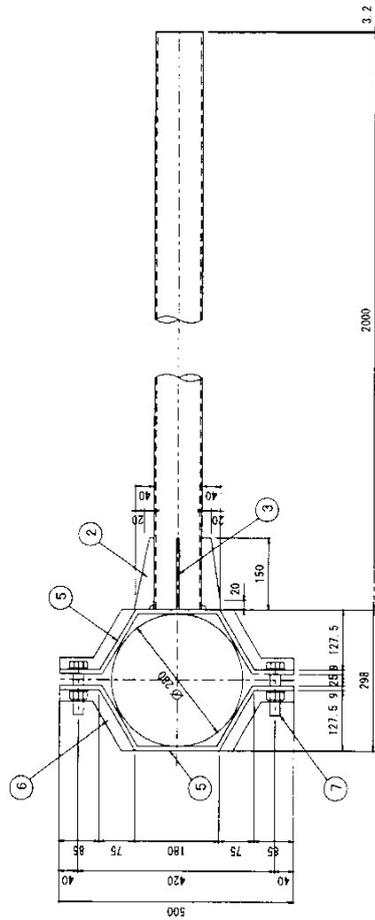
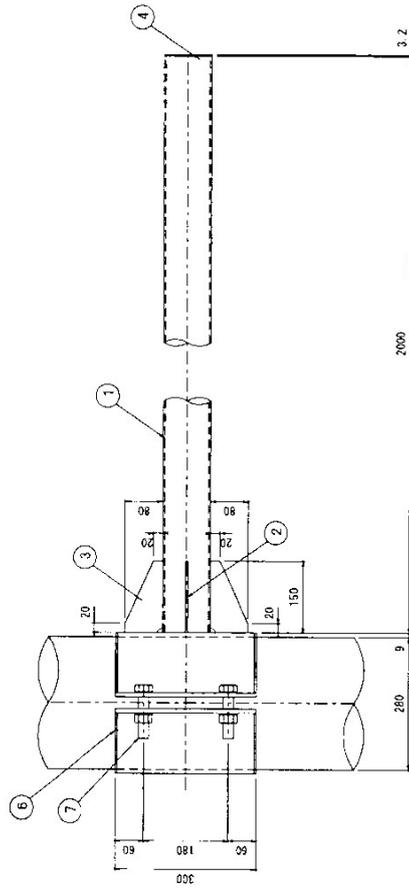


別図 1 8



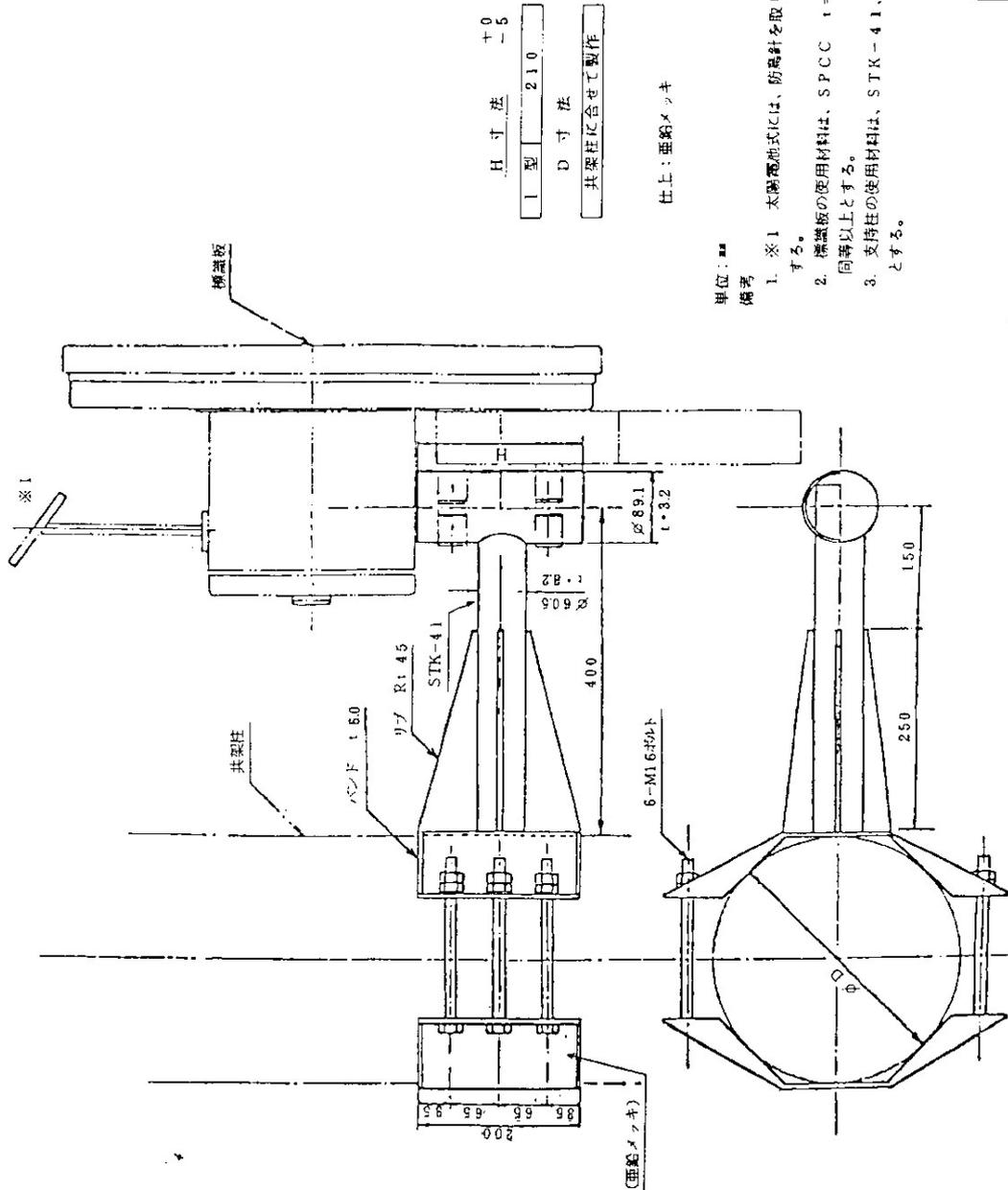
図名 反射式大型可変標識(番号共架)標準構造図

オーバーハング式自発光式道路標識（電柱共用）標準構造図



共用アーム重量表

番号	形状寸法mm	長さmm	数量	重量kg
1	PL 101.6φ×3.2	2000	1	15.5
2	PL 40×6	150	2	0.6
3	PL 80×6	150	2	1.1
4	PL 101.6φ×3.2	650	1	0.2
5	PL 300×9	220	2	21.6
6	PL 25×4.5	220	8	1.6
7	B.N M22	100	4	5.1



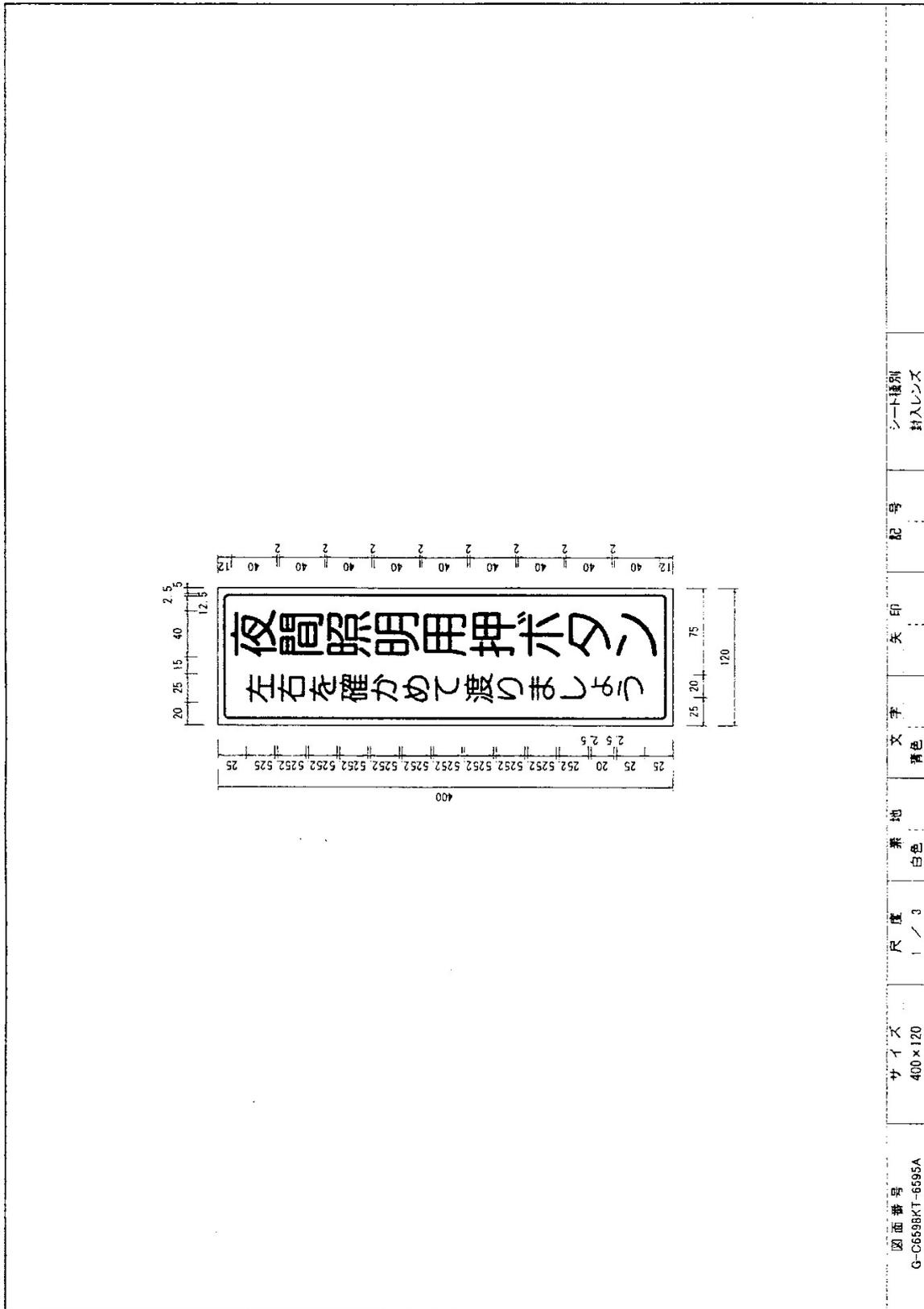
単位：mm

備考

- ※1 太陽電池式には、防鳥針を取り付けるものとす。
- 標識板の使用材料は、SPCC t=1.6mm、又は同等以上とする。
- 支持柱の使用材料は、STK-41、又は同等以上とする。

図名	「J」形給餌式可変標識設置標準図(突出式)
図番	3
岐阜県警察本部交通規制課	

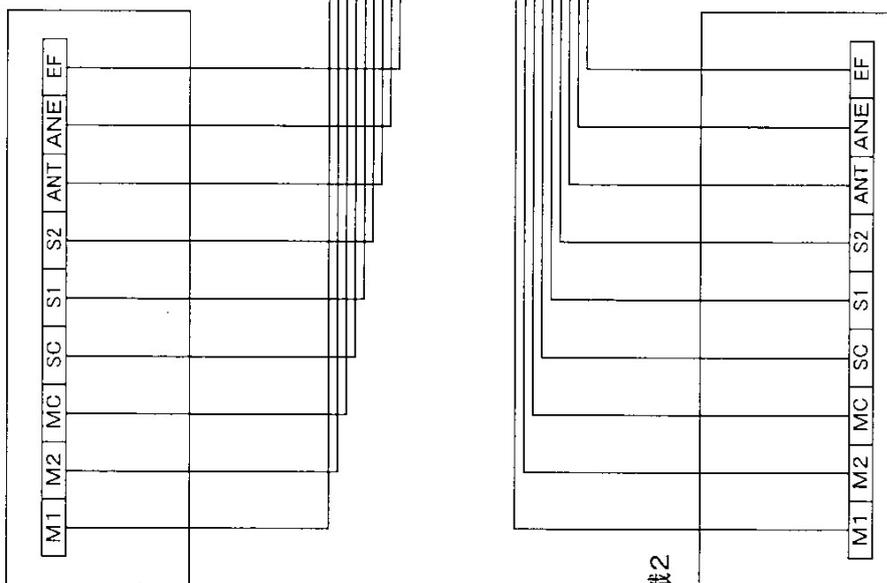
別図 2 1



図面番号 G-C659BK-T-6595A	サイズ 400×120	尺数 1/3	業地 白色	文字 青色	矢印	記号	シート種別 封入シズ
--------------------------	----------------	-----------	----------	----------	----	----	---------------

反射式大型可変標識標準配線系統図

標識1



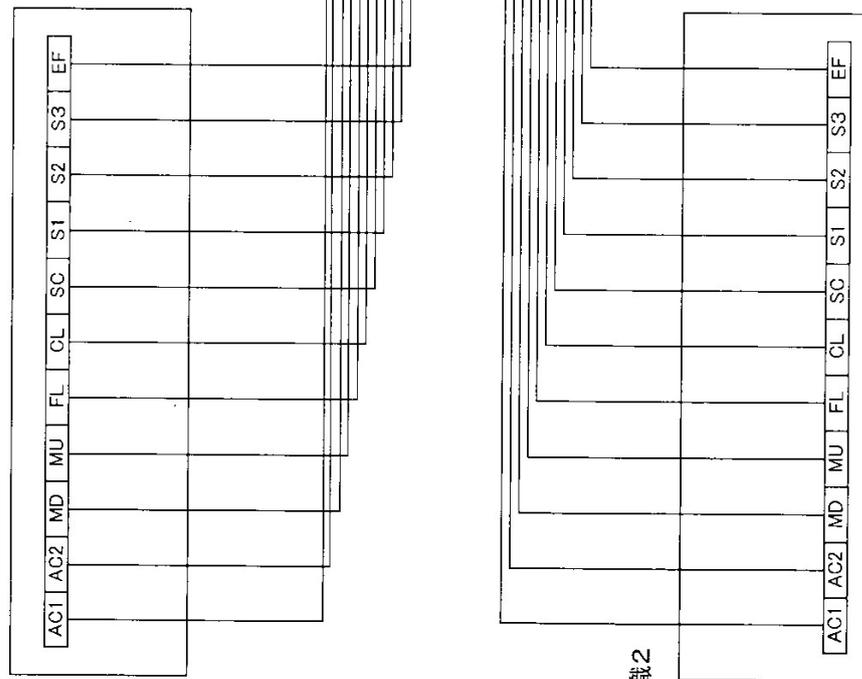
標識2

- M1 駆動信号1
- M2 駆動信号2
- MC コモン
- SC 確認コモン
- S1 確認信号1
- S2 確認信号2
- ANT アンテナ
- ANE アンテナアース
- EF 筐体アース

別図 2 2

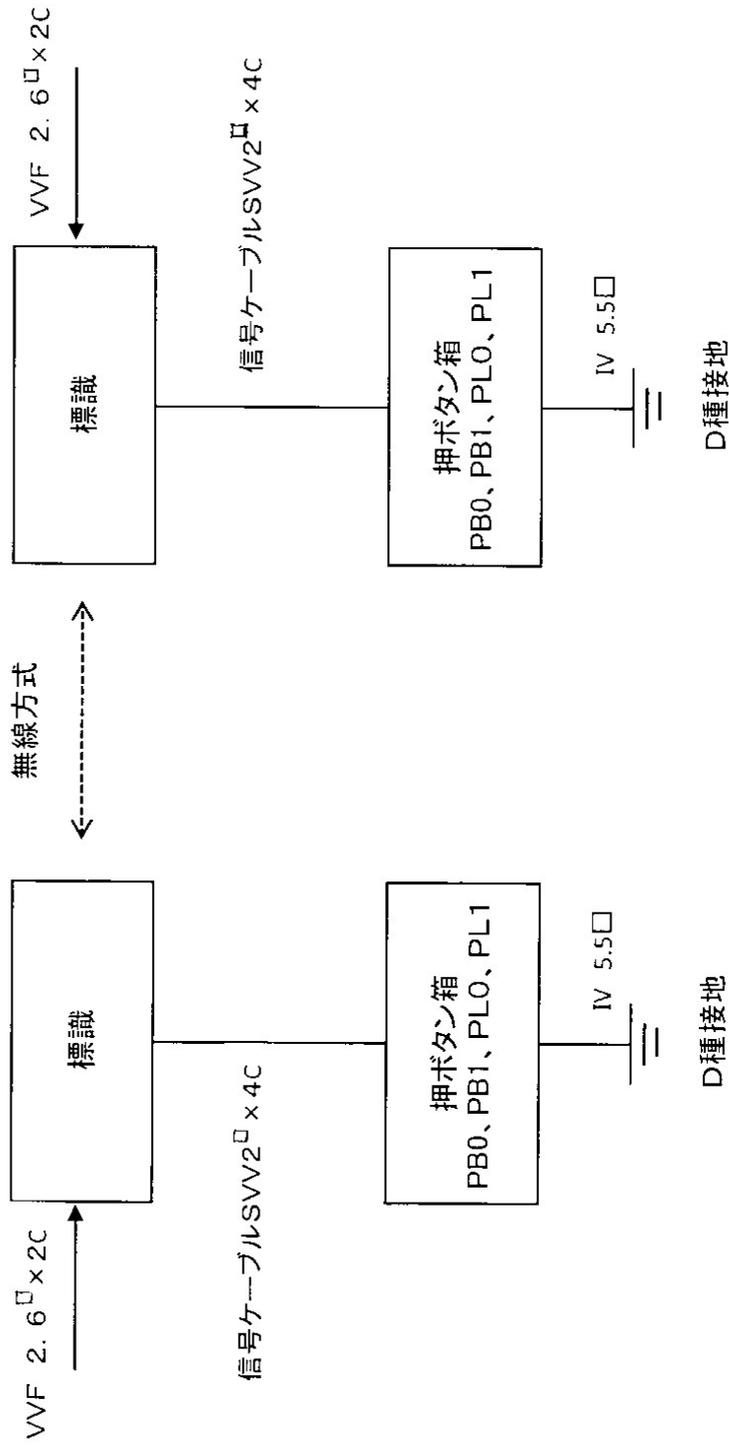
灯火式大型可変標識標準配線系統図

標識1



標識2

照明灯付横断歩道標識標準配線系統図

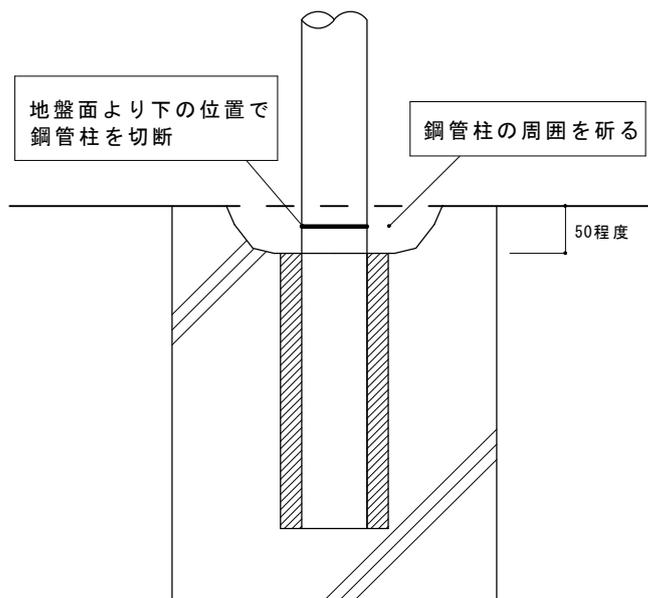


別図 2 4

- PB0 押ボタン出力信号のコモン
- PB1 押ボタン出力信号
- PLO 確認表示灯点灯信号のコモン
- PL1 確認表示灯点灯信号の入力

- ・コアドリリング工法により設置した鋼管柱の撤去
- ・コンクリート基礎の撤去を行わない場合の撤去

① 切断撤去方法



② 復旧方法

